

平成29年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成29年3月8日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|---------|---|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 平成29年度大竹市一般会計予算 | 一般質問及び 総括質疑 (一 括) 予算特別委 設置・付託 |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計予算 | |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計予算 | |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計予算 | |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 平成29年度大竹市土地造成特別会計予算 | |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 平成29年度大竹市介護保険特別会計予算 | |
| 第 9 | 議案第 8 号 | 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 第10 | 議案第 9 号 | 平成29年度大竹市水道事業会計予算 | |
| 第11 | 議案第10号 | 平成29年度大竹市工業用水道事業会計予算 | |
| 第12 | 議案第11号 | 平成29年度大竹市公共下水道事業会計予算 | |
| 第13 | 議案第12号 | 大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例 の制定について | (原案可決) |
| 第14 | 議案第14号 | 大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につ いて | (原案可決) |
| 第15 | 議案第15号 | 大竹市附属機関設置に関する条例等の一部改正 について | (原案可決) |
| 第16 | 議案第16号 | 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条 例の一部改正について | (原案可決) |
| 第17 | 議案第18号 | 大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について | 総務文教 (原案可決) |
| 第18 | 議案第19号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて | (原案可決) |
| 第19 | 議案第25号 | 指定金融機関の指定更新について | (原案可決) |
| 第20 | 議案第28号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第21 | 議案第31号 | 平成28年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | (原案可決) |
| 第22 | 議案第26号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者 の指定について | 総務文教 (原案可決) |
| 第23 | 議案第13号 | 大竹市犯罪被害者等支援条例の制定について | (原案可決) |
| 第24 | 議案第17号 | 大竹市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 | (原案可決) |

| | | |
|-----|---|----------------|
| | 例の一部改正について | |
| 第25 | 議案第20号 大竹市税条例等の一部改正について | (原案可決) |
| 第26 | 議案第21号 大竹市手数料条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第27 | 議案第22号 大竹市松ヶ原こども館条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第28 | 議案第23号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第29 | 議案第24号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について | 生活環境 (原案可決) |
| 第30 | 議案第27号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第31 | 議案第29号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第32 | 議案第30号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について | (原案可決) |
| 第33 | 議案第32号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | (原案可決) |
| 第34 | 議案第33号 平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号) | (原案可決) |
| 第35 | 議案第34号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について | (原案可決) |
| 第36 | 平成29年請願第1号 市営住宅入居に際し、連帯保証人を求める制度の廃止を求める請願 | 生活環境 (不採択) |

○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・継続)

○出席議員(15人)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 児玉朋也 | 2番 | 末広和基 |
| 3番 | 賀屋幸治 | 4番 | 北地範久 |
| 5番 | 西村一啓 | 6番 | 和田芳弘 |
| 7番 | 大井 涉 | 8番 | 網谷芳孝 |
| 9番 | 藤井 馨 | 10番 | 山崎年一 |
| 11番 | 日域 究 | 12番 | 細川雅子 |
| 13番 | 寺岡公章 | 15番 | 田中実穂 |
| 16番 | 山本孝三 | | |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

| | | | |
|---|-----|---|------|
| 市 | | 長 | 入山欣郎 |
| 副 | 市 | 長 | 太田勲男 |
| 教 | 育 | 長 | 大石 泰 |
| 総 | 務 部 | 長 | 政岡 修 |

市 民 生 活 部 長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建 設 部 長
上 下 水 道 局 長
消 防 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
総 務 課 危 機 管 理 監
企 画 財 政 課 長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自 治 振 興 課 長
市 民 税 務 課 長
環 境 整 備 課 長
社 会 健 康 課 長
福 祉 課 長
保 險 介 護 課 長
監 理 課 長
土 木 課 長
都 市 計 画 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長
生 涯 学 習 課 長

青 森 浩
米 中 和 成
坪 浦 伸 泰
平 田 安 希 雄
西 岡 靖
吉 岡 和 範
高 津 浩 二
三 原 尚 美
中 川 英 也
吉 原 克 彦
豊 原 学
田 中 英 徳
野 島 等
金 子 しのぶ
佐 伯 隆 文
香 川 晶 則
山 本 茂 広
中 司 和 彦
北 林 繁 喜
野 崎 光 弘
橋 村 哲 也

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

福 重 邦 彦
加 藤 豪

平成29年3月大竹市議会定例会(第1回)
一般質問及び総括質疑通告表

1 10番 山崎年一 議員
質問方式：一問一答

「ふるさと納税」について

- ①2016年の実績・教訓を踏まえ、2017年の取り組みについて
- ②返礼品の取り組みなど従来の方針転換について
- ③返礼品の上限設定や返礼品への位置づけについて
- ④2016年の「ふるさと納税」の収支状況について
- ⑤出ていく「ふるさと納税」を少なくする取り組みについて

保育所行政について

- ①保育士の処遇と現状の認識について
- ②正規保育士と非正規保育士の採用比率について
- ③「公立保育所再編・施設整備計画（仮称）」について

「子どもの貧困」対策について

- ①「子どもの貧困」の連鎖と地域経済について
- ②児童扶養手当対象者「ひとり親家庭の調査」について
- ③大竹市の貧困についての認識について
- ④総合的な支援策の検討について
- ⑤経済的支援の状況について

学校給食の無料化について

- ①周辺市町の給食無料化の取り組みについて
- ②基地負担が重くなる中で国・防衛省に学校給食無料化支援を求めることについて

2 2番 末広和基 議員
質問方式：一問一答

公共施設等総合管理計画の策定の意味、又、なぜ“今”なのか？

固定資産台帳、新しい地方公会計への活用のあり方について

固定資産台帳の整備と公共施設等総合管理計画の策定が完了する今、地方自治70年の歴史の中でなぜこのタイミングでなければならなかったのか、どのように受け止めておられますか。今後30年を想定する中でお答え下さい。是非とも具体的な施設を例にし、固定資産台帳の活用方法とその施設や関連資産の整備・活用計画で必要となる費用に加え、増大する民生費を含む長期財政計画と関連付けてご説明いただけませんか。

新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について

変化する行政サービスの内容や仕組みとこの強化策の関連を踏まえて、なぜ抜本的強化なのか、また如何にして要求レベルに達成し得るのか、お尋ねいたします。

人事評価制度の公正性・透明性の確保と制度の信頼性を高めるための取り組みについて

て。その中で、人事評価規定の”苦情”に対する規定の在り方とその問題点について
 今年度スタートした人事評価制度は人事評価実施規程に基づいて運営されています。
 被評価者である職員の皆さんの素朴な疑問や思い、又評価者である上司の方々の悩み
 等に応える仕組みが規定にあります。但し”開示された評価結果に関する被評価者の
 苦情に対応するため”とあります。最終評価開示後の思いや悩みだけへの対応ですか。
 目標設定時や中間面談時期、業務を通しての信頼関係構築期間の要素に慮る為の考え
 方を伺います。

3

3番 賀屋 幸治 議員

質問方式：一問一答

水産業の振興と晴海県有地の活用について

あたたハマチto (と) レモンは大竹市の特産品としてそのブランド化に取り組み養
 殖技術の確立と一定の生産量の確保はなされてきているが、今後の課題として販路の
 確立や後継者の育成などが懸念される。また、玖波漁協が取り組んでいる「おおたけ
 水産GOGO市」も水産業の持続的安定を目指している。

晴海県有地の緑地部分に水産物の直売所（お魚センター）を誘致することで水産業
 の振興と地域活性化が図れると思うが、見解を伺います。

耐震シェルター普及促進に向けた補助金制度の導入について

耐震性に問題がある昭和56年以前の木造住宅は耐震改修促進計画に沿って耐震補強
 工事を施す必要があるが、建物所有者の経済的な面などもあり、計画通りに耐震化が
 進まない状況ではないかと思料する。地震により倒壊の恐れのある家屋住民の生命身
 体を確保のために安価で容易に設置ができる耐震シェルターがあります。新たな補助
 金制度の導入により、これの普及促進に取り組むことで安全・安心が図れると思うが、
 見解を伺います。

4

5番 西村 一啓 議員

質問方式：一問一答

中山間地域住民の安全で安心して暮らせる対応について

地域開発等の認可情報・説明責任等の近隣市町との連携について

住民の飲料水の確保と安全対策及び定期的検査等の取組について

高齢者、子供たちへの日常生活支援と利便性への取組について

地域の高齢者・子供たちの安全対策等の地域活用について

高齢者の集う市内各地域の公園設備改善や周辺活用について

子供たちが地域で安全・安心して遊べる場所の改善や地域公園活用について

地域の子供たちが集団で集う場所活用について

高齢化社会の中で、障がい者のための施設設置について

障がい者を見守っていける施設の必要性和、両親の高齢化で残された障がい者が安
 全で安心して、生活して暮らせる施設について。

シルバー人材センターに隣り併せてしている施設の老朽化問題で代替え案があるの
 か。

5

12番 細川雅子 議員

質問方式：一問一答

障がい者の地域生活支援拠点の整備について

大竹市は、第4期障害福祉計画（平成27～29年度）において地域生活支援拠点を整備することを目標としています。地域生活支援拠点は障がい者の重度化、高齢化や、「親なき後」を見据え、地域で住まい続けるために必要な支援をする拠点です。平成29年はその最終年度となります。整備状況についてお尋ねします。

大竹市総合計画後期基本計画における重点目標について

- ①推進力としての「大竹を愛するひとづくり」
- ②前提条件としての「行政・社会の仕組みづくり」
- ③まちづくりのテーマとして「定住促進」

3つの重点目標より、「地域力の向上」と「情報発信」についてお尋ねします。

6

16番 山本孝三 議員

質問方式：一問一答

国民健康保険事業の広域化について

広域化に向けた協議を通じ、現時点での合意事項、また宿題とされている事項は何か説明を求めます。格差のある保険料負担額、市町独自のサービスはどうなりますか。

介護保険事業について

介護保険事業の基本計画第7期の改革策定の時期をむかえます。

この間、さまざまに制度の「改正」がされました。

今後の事業充実・安心できる事業にむけた所信を伺います。

核兵器禁止条約交渉・実現に向けて

平和首長会議に加盟する大竹市として、賛同・協力の意思を示し、昨年12月議会での提案・要望について、その取り組み、見解をお伺いします。

7

13番 寺岡公章 議員

質問方式：一問一答

「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」について

平成29年度当初予算案の基本的方向と、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の両方に挙げておられる、若い世代の結婚・出産・子育てについてうかがいます。

結婚を考察する上では生涯未婚率と併せて結婚持続期間別や年齢別の離婚率を、また、出産を考察する上では合計特殊出生率に限らず完結出生児数を、それぞれ加味する事が、その後の子育て支援施策の精度を高めると考えます。

このようなことも含め、結婚から出産、子育てのプロセスについて、どのように捉えれば本市の教育目標である「笑顔・元気」かがやく大竹っ子の育成や、目指す子供像である自分の力で人生を生き抜くたくましい子供を育成することにつながっていくのかうかがいます。

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、一般質問及び総括質疑通告表、一般質問及び総括質疑参考資料（末広議員・加屋議員）、議案審査報告書について、請願審査報告書について、を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、16番、山本孝三議員、2番、末広和基議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第 1号 平成29年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成29年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成29年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成29年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成29年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成29年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成29年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号平成29年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第11号平成29年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月2日の議事を継続いたします。

これより市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際念のため説明をいたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制を取らず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数を5回以内ということになっております。また、一問一答式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

10番、山崎年一議員。

[10番 山崎年一議員 登壇]

○10番（山崎年一） 皆さんおはようございます。10番、風の山崎でございます。通告に従いまして、ふるさと納税から一般質問に入らせていただきます。

全国のふるさと納税の寄附額が自治体の返礼品の充実により2015年度から大きく伸び、最高額を更新しています。教育や福祉など多様なサービスを受けた子供たちが成長し、都会に就職、財政難に苦しむふるさとや地方の活性化を図るといった問題提起でありました。

自治体への寄附総額は、2013年度までは100億円前後と低調でありましたが、2014年度には各自治体の研さんが進み、約400億円、2015年度には1,653億円と一気に増加し、2016年度の見込みは3,000億円を上回る勢いとされています。

本市のふるさと納税は、制度が始まった2008年から2015年までの8年間で毎年平均約8件、金額でも平均60万円弱でした。入山市長の特典目当ての寄附は本来の趣旨に反すところのお考えから、寄附をされる人が使い道を指定できる制度とされ、返礼品の取り組みをされていませんでした。

昨年3月、大竹市の特産品などを選考され、大竹市の情報発信、特産品のアピールに方向を変えられ、市長ほか、市職員の皆さんも全庁を上げてアピールに励まれました結果、2016年の大竹市のふるさと納税は前年度4件23万円から、一気に1,800人強、5,000万円余りの寄附金が寄せられました。今回のふるさと納税の寄附金アップは大きな成果と思うわけです。

2点伺います。

1点目、2016年の実績・教訓を踏まえ、2017年の新たなふるさと納税の取り組みを聞かせてください。

2点目、従来の本来の趣旨に反すところの当初方針から返礼品を作成され、新たな取り組みをされました。新たな取り組みをされた経緯などについて伺います。高市総務大臣は、2月14日の記者会見で、過熱ぎみの返礼品合戦に返礼品のコスト割合が高いと納税による寄附が住民サービスに回らないという問題があると指摘し、自治体間の競争激化で金券や家電なども登場している現状を憂慮され、是正に乗り出す意向を表明されました。最高額を更新する一方で、返礼品に注目が集まることは寄附のあり方や税制をゆがめる。自治体をもっと使い道を競う形で改めるべきとの指摘があります。

共同通信が2016年末から2017年初頭に行った世論調査によりますと、全国の自治体の72%が返礼品などの上限設定の是正が必要と考えていること。ふるさと納税を評価する自治体は82%、一方でふるさと納税に対する返礼品代が43%を占め、自治体が独自の政策に使えるお金はそれほどふえない実態が判明し、消耗戦に疑問を持つ自治体も多くなっていることが浮き彫りになったと報じています。

3点目に伺います。返礼品などの上限設定や返礼品へのお考えを伺います。

4点目、2016年のふるさと納税は、大竹市財政に、真水として幾ら、地域経済の発展に幾ら貢献しましたか。また、前年の市外流出の税額がわかれば伺います。

5点目、ふるさと納税は市外からの寄附金の獲得の一方で市外流出の寄附金を少なくし、市民の皆さんには大竹市に寄附していただくお願いも必要です。大きな課題と思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

続いて、保育所職員の処遇改善について伺います。

1億総活躍社会と言われ、働き方改革が国会の論戦になる中、「保育所落ちた日本死ぬ」と訴えたブログから1年が経過いたしました。匿名のブログをきっかけとして、待機児童の問題が大きく注目されましたが、ことしもまた保育所落ちたとの書き込みが多く、先日の報道では都市部で3万9,000人が落選したと報じました。

現在、大都市圏では待機児童の問題とともに保育所、保育士の処遇改善が問題視されています。保育士の処遇の問題は、都市部に限らず、地方都市でも介護職とともに、給与が安く、労働環境の厳しさから人手不足が指摘されています。現在、日本の潜在保育士は約76万人で、厚生労働省の調査では保育士として就業しない理由は、約47%の潜在保育士が賃金が希望と合わないと回答しています。

厚生労働省の賃金統計基本調査2014年版では、保育士の平均賃金は全産業の平均賃金より12万円低いとされています。この賃金水準の低さが潜在保育士の増加と就業者の不足を促していると考えられています。

初めに伺います。本市の保育士の処遇について、またその現状についてどのように認識されていますか。

本市の保育士も2014年4月現在では正規職員38.6%、臨時職員は61.4%となっています。全体の比率では、正規職員42.6%、臨時職員57.3%ですが、それでも早出、居残り勤務保育士、一時預かり保育士などは除かれています。このような保育現場では、保育の質や保育に希望が持てないのではないのでしょうか。保育士の待遇や配備は、保育の質的向上に欠かせないものと考えます。

地方自治体や保育園の役割は、子供たちが豊かに希望を持って成長し、豊かな環境の中で健やかに生活、そして発達できる保育環境を提供すること。親たちが安心・安全に預けられる質の高い保育を受けられることだと考えます。

2点目に、現状の正規保育士と臨時職員の配置について、どのようにお考えか伺います。

本市におきましては、全ての子供への良質な育成環境を保障し、子供子育て環境を社会全体で支援するとの理念のもと、2012年8月に成立した子ども子育て支援法など、子ども子育て関連3法に基づき、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供など、子ども子育て支援新制度を2015年4月から開始されました。

また、同年5月に作成された大竹市公立保育所の今後のあり方では、今後の公立保育所のあり方を含めて、よりよい保育所運営を実現していくために、従来の基本方針等を見直し、新たに大竹市立公立保育所等の今後のあり方を作成されています。新たなまちづくりに向け、老朽化した保育所の施設整備や施設の規模なども課題として取り組む必要があると思うわけです。今後も保育所施設の具体的な方向性を定めた公立保育所再編施設整備計

画（仮称）を策定するとあります。

3点目に、公立保育所再編施設整備計画についてのお考えと今後の方向性について問います。

次に、子供の貧困について問います。

子供の貧困が全国的に深刻化していると、毎日のようにテレビや新聞等で報道されています。このような折、山形大学人文学部の戸室准教授が注目的な発表をされました。総務省の就業構造基本調査と厚生労働省の被保護者調査から試算された結果によりますと、都道府県別に見ると、子供の貧困率は36都道府県で子育て世代の10%以上が貧困状態にあると指摘しています。貧困率が最も高いのは沖縄県で37.5%、大阪が21.8%、鹿児島が20.6%と続き、広島県は47都道府県中17番目で、貧困率は14.9%でした。最も貧困率が低いのは福井県で5.5%です。

戸室准教授は全世帯の18%、子育て世代の14%が生活保護基準以下と指摘し、生活保護基準以下の収入で暮らす全世帯のうち、15.5%しか生活保護を受給していないという結果を明らかにしています。また、生活保護基準以下の収入しかない世帯の多くが生活保護を受給していないのは、生活保護を申請させないことで財政負担を避けようとする自治体の水際作戦の影響が考えられると指摘し、貧困の拡大については日本全体の労働環境の悪化が原因としています。

経済大国と言われるこの日本でなぜこれほど貧困が増加するのでしょうか。貧困ラインは1997年から下がり始めていますが、前年の96年に、労働者派遣法が改悪され、1999年には派遣法が原則自由化されました。このころから非正規労働者が増加し、1990年には880万人だった非正規労働者が、2015年には2,000万人に増加しています。現在、労働者の約4割が非正規労働者で、子育て世代には賃金の低下が子供の貧困に影響する。つまり子供の貧困の増加は、子育て世代の非正規労働者の増加が原因と断定をしています。

初めに問います。子供の貧困を放置すれば、地域経済が悪化し、消費が低迷し、子供の生活環境や学習環境に影響を与え、貧困の連鎖が生み出されると指摘しています。この指摘について、どのようにお考えですか、お答えください。

広島県は、経済的な困窮が子供の生活や学力に影響を与え、成長後の人生にも影響を及ぼすことから、貧困の連鎖を防ぐため、新年度予算で子供の生活や学習環境の実態を調査することを打ち出しました。年々深刻化する子供の貧困問題への取り組みを新たに、県内の小中学生と保護者、支援機関などを対象に、生活や学習環境に関するアンケートを実施し、貧困の連鎖、貧困が貧困を生む実態を把握して効果的な支援を検討し、18年度の施策に反映させるとしています。

平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合を示す相対的貧困率は、全国で2006年が15.7%、2009年が16%、2012年が16.1%と年々上昇しています。経済的理由で就学援助を受けている小中学生は県内で2010年度は21.6%、2012年度が22.2%と全国平均よりも高い水準で推移しています。大竹市では2016年8月に児童扶養手当現況届提出対象者にひとり親家庭におけるアンケート調査を行われました。

問います。2点目に、調査の概要と調査を通じてどのようなことがわかりましたか。そ

の結果を受けて、今後どのようなことに取り組みますか。

3点目に、子供の貧困の実態は、なかなか見えてきません。大竹市の子供の貧困について、どれぐらいの子供が貧困だと認識されているのでしょうか。お答えください。

4点目に、子供の貧困に総合的な支援策を検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、学校給食の無料化について問います。

昨年3月議会で学校給食費の無料化について質問をいたしました。前回の質問からちょうど1年が経過し、近隣市町の状況に変化が見込まれる中で、再び学校給食費の無料化について伺います。

隣町の和木町に続いて、2018年度から岩国市の学校給食費の無料化に向けた国の取り組みが現実味を帯びてきました。1月20日に岩国市役所を訪れた岸信夫外務副大臣は、福田市長の要請に小中学生の給食費無料化の予算措置について、他省庁にまたがることだが、政府をあげて誠意をもって早急に取り組みがなされるよう、できることは全て行うと明言されました。

続いて、1月27日の岩国市議会全員協議会において、岸信夫外務副大臣、宮澤防衛大臣政務官は、遅くとも2018年度から学校給食無料化が実施できるよう取り組みたいと明言されました。空母艦載機移駐計画をスムーズに進めようとする国や防衛省の思惑だと思うわけですが、子育て支援や定住促進を掲げて、まち・ひと・しごと創生に取り組んでいる近隣市町としても、一定の影響があるものと考えます。

岩国市において、学校給食の無料化が図られれば、必要な資金は約3億円ということがあります。本市におきましても基地に隣接した自治体として、ひとしく被害を受けるわけです。予算措置について、国や防衛省に要請され、学校給食費の無料化支援を要請されてはいかがですか。お答えください。

学校給食の無料化については、2010年12月議会において再編交付金使途事業計画に関する決議で本会議において全会一致採択しているものです。2016年3月議会において、私の質問に入山市長は、自治体間の過度なサービス競争になってはいけない。人を取り合って終わることは避けなければならないと御答弁をいただきました。御指摘の分を否定しません。

しかし、和木町が長年施策として継続され、大竹で結婚された若者が和木町に住居を選択してきたことは、私たちが長年見続けてきたことであります。今後、岩国市において学校給食無料化の取り組みが実現すれば、ボディブローのようにじわじわと効いてくることは間違いありません。

昨年3月私の学校給食無料化の提案にすぐに学校給食を無料化することは考えていません。周辺市町の動向や既に導入しているところの効果は注視していきたいと御答弁をいただいております。岩国市は2018年度から実行できるかはまだ流動的ではありますが、いずれにしても議会の全員協議会で約束されたことです。遅かれ早かれ実現するものと考えます。昨年実施された医療費無料化の窓口負担の廃止とともに、給食費を無料化し、保護者、住民の皆さん、教職員や教育関係者などの皆さんと行政が一体となった子育て支援の取り組

みを進めていくべきと提案します。

以上で、壇上での質問を終わりますが、先ほど昨年実施された医療費無料化の窓口負担の廃止と言いましたけども、一部負担の廃止ということに言い換えさせてください。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 地域の宝でございます子供たちが、将来への明るい希望を抱き、可能性の芽がつかまれることのない社会を実現していかなければならないという強い思いを持たれての御質問でございます。ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。

なお、3点目の子供の貧困と、4点目の学校給食の無料化につきましては、後ほど教育長からも答弁いたします。

まず1点目の、ふるさと納税についてです。

平成20年度に制度が創設され、これまで本市では、寄附をいただいた方への返礼品の贈呈を見合わせてきましたが、財政への影響を懸念する中で、市の魅力発信と地元事業者の活性化の機会と捉え、昨年3月末から特産品の返礼を開始いたしました。ホームページのほか、インターネットのふるさと納税専門のポータルサイトに掲載しており、全国に発信するとともに、制度への問い合わせにも対応しています。また市の行事、イベントでのチラシ配布や、説明会などで市外のお知り合いの方々にしっかりとPRしていただくよう市民の皆様をお願いしています。

返礼品は市内の事業協力者と協議を重ねて選定しております。市の特産品や本市に立地する企業の素材を使用した商品を取りそろえ、全国に本市をPRできる魅力が詰まったものになっております。ありがたいことに、日本各地から当初の職員の予想を遥かに上回る寄附をいただいております。感謝の気持ちでいっぱいでございます。

平成28年のふるさと応援寄附金は12月31日までで1,822件、5,041万円となっております。この寄附に対する返礼品の代金は約1,900万円、ポータルサイト業者への手数料として約650万円を支出する見込みとなっております。約半分が真水でございます。

一方で市民が他の自治体へ寄附し、本市の市民税から控除された金額は平成27年において、180件で約850万円となっております。平成28年度中の数値はまだ確定していませんが、制度が全国的な広がりを見せている状況を考えると、平成27年の減収額を上回ることも予測されます。

今後も全国の皆様にしっかりと応援していただけるよう、本市の魅力をPRできる返礼品の拡充や新たな民間ポータルサイトへの掲載を検討するとともに、職員を上げて同窓会などで、またあらゆる機会を捉えて、ふるさと大竹への支援、応援のPRなどに取り組んでまいりたいと考えております。市民の皆様方、議員の皆様方の御協力をよろしく願い申し上げます。

ふるさと応援寄附金は、どのような事業にお金を使ってほしいかを自分の意思で選択できる制度であり、具体的な政策や事業に対する支援を呼びかける自治体も多く見られます。

本市ではもう少し大きなまちづくりの6つの基本目標を用途として示していますが、他の自治体の成功事例も参考にこれからの展開を検討していきたいと考えています。

また東日本大震災や熊本地震の際には、この仕組みを利用して全国から被災地を応援するために返礼品を受け取らない形での寄附が多く寄せられました。豪華な返礼品や損得勘定にばかり目が向けられがちですが、生まれ育ったふるさとや御縁のある町、賛同する取り組みなどを住んでいる場所に関係なく応援できる制度でございます。今後も全国から大竹市を一層応援していただけるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

次に、2点目の保育行政についてでございます。

保育士の処遇につきましては、市職員全体の総論的なお答えとさせていただきます。バブル経済の崩壊以降、日本の各企業は、より効率的な組織を求めて事業運営や雇用のあり方を見直してきました。国や地方公共団体においても厳しい財政状況の中で、民間企業と同様に効率的な行政組織の構築に取り組んできたところでございます。そのため、行政が行うべき事業と民間にお願いしたほうがよい事業の選択のほか、いわゆる正職員がすべき事務、補助的な意味合いの強い臨時職員の事務、専門性を持つ人が行うほうがより効果的な任期のある嘱託職員の事務など、事務や事業運営のあり方の見直しを進めてきた結果、現在のように正職員が減少し、嘱託・臨時職員が増加した職員構成となっている現状でございます。

したがって、正職員にかわって嘱託・臨時職員がその事務を同様に行っているのではなく、その役割や職責は異なっており、賃金や処遇もそれぞれの職務や職責に応じたものと考えています。賃金や処遇の見直しを行う場合には、職務や職責に加え、近隣市町における賃金水準や処遇状況を勘案し、遜色のないよう決定しているところであり、臨時保育士についても同様の取り扱いとなります。

次に、本市の公立保育所における正規保育士と臨時保育士の比率は今年度でおおむね4対6となっています。この状況は平成27年5月に策定した大竹市公立保育所等の今後のあり方でも課題として捉えており、保育士不足により、毎年臨時保育士の確保に苦慮している状況で、安定的な保育の提供や災害発生時等の対応において不安な面もあると感じています。

これから公立保育所の再編整備を進めていく上で、小方小中学校跡地など、一定規模の事業用地が確保できる可能性のある小方地区は本市の子育て支援施策を推進し、大竹市子ども子育て支援事業計画に掲げる将来像、子育てをしてみたいまち大竹を実現し、より一層、街の魅力を高めるためにも非常に重要な地区であると考えています。

議員御指摘のとおり、公立保育所の再編整備計画の策定においては、小方地区のまちづくりと連携した取り組みが不可欠でございます。現在は、公立保育所が抱える課題を整理し、子育て支援サービスが充実していくように、具体的な内容を示す整備計画の基礎になるものとして公立保育所再編に当たっての基本方針の策定を進めているところであり、平成29年度にはお示しできるものと考えています。

続いて、3点目の子供の貧困についてです。

まず、非正規労働と子供の貧困の連鎖についてです。子供の貧困問題は国全体で取り組

むべき喫緊の課題とされており、子供たちの置かれている厳しい状況は非正規労働などの経済的な要因だけでなく、家庭の教育力の低下や地域の見守り機能の低下など、さまざまな要因が絡まって起きていると思われます。子供がやってみたい、頑張りたいと感じたとき、経済的な理由でその機会を失うことのない環境を整えることが大切であろうと思います。なお、事業所としての市役所の正職員、嘱託・臨時職員の考え方につきましては、先ほど保育所行政の御質問でお答えしたとおりでございます。

次に、今年度8月に児童扶養手当受給者を対象に行ったひとり親家庭が望む施策についてのアンケート調査の結果ですが、平成29年3月1日時点で現況届の対象者、227人中138人の提出があり、65.4%の回収率となっています。

利用したい既存サービスとしては、生活支援としてJR定期券購入の助成、教育支援として子供の学習支援、就労支援として自立支援、教育訓練、給付金のニーズが高いことがわかりました。このアンケートは、ニーズ調査を目的に行ったものですが、窓口で制度の詳細を質問される方が多数あり、サービスを知るきっかけになったと考えています。

今後も、より多くの方にサービスを利用していただけるよう努めていきたいと考えています。なお、来年度からひとり親等の生活支援に結びつく支援策の一つとしてショートステイ事業を開始する予定としています。

実態把握につきましては、来年度、広島県が小学5年生と中学2年生の児童とその保護者を対象に子供の生活に関する実態調査を実施する予定です。本市もその対象に含まれており、アンケートの集計と分析は広島県が行いますが、可能であれば市単位のフィードバックも行いたいとの意向があるようでございます。

アンケートの分析結果をもとに、県としての施策や事業が検討されますので、その動向も踏まえながら、本市で取り組むべき施策を検討していきたいと考えています。また、平成27年度の児童扶養手当の受給者及び支給額は、平成28年3月31日現在で223人、1億127万5,160円となっています。

最後に、4点目の学校給食の無料化についてでございます。

この質問につきましては、平成28年3月定例会の一般質問でもお答えをさせていただいております。平成22年12月の再編交付金使途事業計画に関する議決を受け、過去に検討した経緯がありますが、先にほかに優先する事業があったため実現に至っていません。

岩国市における給食無料化については報じられたばかりであり、現時点では情報収集に努めながら、その動向を注視する姿勢に変わりありません。既に無料化を導入している自治体での効果や財源をどこに求めるのかを踏まえて判断する必要があり、米軍再編に伴う安心・安全対策や地域振興策への財政的な支援については、再編完了後も含めて機会あるごとに国へ要望しているところでございます。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。それでは、山崎議員の御質問に対してお答えいたします。

まず初めに、子供の貧困対策についてでございますが、教育委員会所管の具体的な事業としましては、就学援助制度と奨学金貸付制度がございます。

就学援助制度につきましては、平成25年度に国が生活保護基準を見直したことで、これまで援助を受けていた人に不利益がでないよう、大竹市におきましては就学援助費支給要綱を改正し、就学援助の対象範囲が変わらないよう対応してきているところでございます。なお、大竹市内の小中学校での就学援助率は年々増加し、現在約18%となっており、厳しい状況が続いております。

また、奨学金貸付制度につきましては、大竹市への定住を条件に、平成24年度から返還免除制度を導入しており、貸し付け者への負担軽減を行っているところでございます。平成27年度では、新規貸し付け者9名を含む34名に奨学金を貸し付けておりますが、貸し付け者数は年々減少しており、平成29年度からは貸し付け要件の中の所得要件を緩和し、支援制度の充実に努めてまいります。これからも経済的な理由で子供たちの教育を受ける権利が阻害されることがないように、努力してまいります。

続きまして、学校給食費の無料化についての御質問にお答えいたします。

学校給食は、望ましい食習慣や食に関する実践力を身につけさせるとともに、地域を愛する心や感謝の気持ちを育む上でも、極めて重要な役割を果たしていると考えております。

学校給食にかかわる経費につきましては、学校給食法により施設設備や運営に要する経費は設置者が負担し、その他の材料費は保護者が負担することが定められており、本市におきましては、この規定に基づいて給食費が納入されております。

全国的には、給食費を全額無料化したり一部補助したりする自治体が少しずつふえており、本県においても今年度初めて神石高原町において給食費の無料化が行われています。本市としましては、自分が食べる学校給食の材料費は各家庭で支払うのが望ましいと考えておりますが、今後岩国市を初め他市町の動向に注視するとともに、学校給食において積極的に地域の食材を活用するなど、食育の充実に努め、学校、家庭、地域が連携をしながら、ふるさと大竹を愛する健やかな子供を育ててまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

順次再質問をさせていただきますが、ふるさと納税から少し伺ってみたいと思うんですが、今、大都市の自治体がふるさと納税で大変いたんでおるといことで、税収減に反発を強めております。爆発的なふるさと納税の利用に伴って、特に都市部の自治体の区長が、最近でございますが軒並み遺憾の意を表明しております。

世田谷区の保坂区長は15年度ふるさと納税で17億円の税金が流出した。新年度は30億円の税金が流出する。東京都町田市の石阪市長は、新年度予算発表の席で、ふるさと納税による市への寄附額を差し引くと約4億円の赤字になる。制度にひずみがあり、国で補正するかやめてほしい。大阪の松井知事は、17日の記者会見で本来の趣旨を逸脱している、見直してもらいたい。大阪市の吉村市長は自分のふるさとに稼がせるという趣旨に反しているという指摘がありました。

一方で、千葉県の勝浦市はふるさと納税の返礼品として発行している市内限定の商品券がインターネットオークションで転売されていることから、商品券の発行を取りやめましたが、昨年18億円のふるさと納税が集まったということですから、今後の展開が非常に気になるところであります。

埼玉県の所沢市は、返礼品の調達や人件費がかかる一方、他自治体の寄附で住民税から控除が生じ、税収としては赤字、今後教育や福祉などに使い道を指定して受け付け、独自の事業に活用する。4月から返礼品を送るのを取りやめると発表しました。長岡京市も昨年9月から返礼品を取りやめると発表しました。

こぞって自治体が返礼品に力を入れている中で、このようにふるさと納税から撤退、あるいは自粛する自治体もふえてきているような状況であります。都市部の自治体と中央の自治体で、評価が大きくわかれています。このような状態というのは、納税の趣旨から言って非常に厳しいものがあるのかなという気がするわけであります。

先ほど来、いろいろと地方の財政を助ける、あるいは都市と他の自治体との格差をなくすというような、ふるさと納税の趣旨を理解すべきところではございますが、何分にも余りにも自治体間格差が大きいということで不安があるような気がします。このままのふるさと納税制度では、大都市とその他の市町村との溝がどんどん広がる。本来、国の制度として地方の都市を助けていくという、あるいは援助していくという精神のほうが必要な気がするわけですが、この点について、現状のふるさと納税の状況についてどのように認識されておるかということについてお願いします。

それから、市民の皆さんにもやはり市外に出ていかせないというふるさと納税のためには、大竹市に寄附をしていただくということをお願いすることで、他市に出ていくふるさと納税を阻止していくという役割もあろうかと思うんです。そこで余りそのことが強調されると結果として、返礼品目的に市民の納税を誘導していくという形があらわれるような気がします。

そこで、市民のふるさと納税に関しては、市民サービスを全面に出すことで和らげる方法はないだろうか。例えば、こいこいバスの無料乗車券を返礼品とすとか、あるいはシルバー人材センターを利用された方の補助をすとか、公共施設の無料パスを発行すとか、あるいは市内限定で医療機関等への補助をする。そういうことについての返礼品、恐らく金ということについては変わりはないんですが、そういった市民サービスを強化することで、市民から集めるふるさと納税については少し工夫をされたらどうかという気がする。

この2点について、お考えをお聞かせください。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 今のふるさと納税をめぐる都市間競争と申しますか、しかも返礼品を目当てに都市間競争になりがちであるということで、これまで大竹市は返礼品の取り組みをしてきてなかったということがございます。

先ほど市長から説明も申し上げましたが、平成27年において850万もの市民税が控除されている。こういう現実もあるということ、そういうこともあります。また、いろんな場

面、議会等で大竹の魅力を発信する機会と捉えたらどうかというような、こんな御提案もいただきました。

というようなことで、昨年の3月31日から返礼品の取り扱いを大竹市においても行うと、一つにはやっぱり財政的な面もやはり気になるところでございます。職員を上げて魅力ある大竹に関係をする特産品という物を皆さん全国に発信するというので、おかげをもちまして、平成28年は12月31日までで約5,000万円ということで、真水にしますと約半額というそういう財源が確保できるということがあります。大竹市から出ていったお金については、今現在わかりません。ですが、恐らく真水のほうが多いんだらうというふうには期待をしているところです。

議員が言われますように、東京、神奈川、愛知、大阪という大都市からお金が多く、寄附を応援をいただいているところでございます。裕福な大都市においては交付税が不交付団体ということがあります。不交付団体であれば、出ていったお金が全てが減収ということで危機感を持たれているということは理解できるところであります。

大竹市におきましては、今後も大竹市の財政の都合もございまして。大きな事業も控えておりますので、しっかり魅力のある大竹の魅力を発信していきたいというのが現在の思いでございます。

それと、市民に向けての返礼品ということでございまして、いろんな場面で大竹も魅力のある特産品はありますということを紹介をしているところでございまして、皆さんが魅力を感じる返礼品、これについては幅広くあるほうがいいということがありますので、御提案いただいた返礼品の候補につきましても実現可能なかどうか、ちょっと検討をしていきたいと思っております。終わります。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

御指摘のように、豪華な返礼品で寄附額を競う状況に追い込まれているさまざまな自治体がある中で、多くの寄附を集める自治体もあります。入ってくる寄附金よりも控除される税金が上回り税収が減る自治体もあるということで、いろんな自治体があらわれたわけですが、寄附額の1位は都城市で42億円、次いで焼津市が38億円ですが、2015年度の爆発的な人気を集める一方で、納税寄附額を反映して自治体が失う個人住民税の金額は総務省の発表では998億円、最も多いのが東京で249億円、神奈川が80億円という大幅な赤字だったそうでございます。

都市部の自治体はこぞって出ていく金額が、入ってくる金額よりも数十倍ということで、世田谷区の政策課課長は看過できないという談話を出されたそうでありますが、ふるさと納税は本来過疎化などの地方の都市と都市の格差を埋めるために2008年に創設されました。国民の生活が困窮する中で、勢い返礼品の寄附金にどうしても目が向くという状況が強くなって、現在のような状況になっているんだらうと思うわけです。

全国の注目を浴びとるふるさと納税ではありますが、本来の寄附の精神を育てるという制度に節度のある制度に変えていくと、これからつくり上げていくという課題が国も地方もあるのではないかとこのように思います。そのことを述べさせていただいて、次の保育

所の処遇の問題について伺います。

保育士の問題については、先ほど御指摘もいただきました。保育士、給食調理員の配置問題であります。全ての職員の合計では先ほどの数字となりますが、平成26年4月1日現在の保育士の配置状況では保育士部分で見ると、正規保育士が38.6%、臨時保育士が61.4%という比率になっています。このような状況では、長年築き上げられてきた保育の質が劣化するのではないかと思います。

本市におきましては、保育所の民営化の基本方針を見据えて、正職員の採用を控えられてきたんであると思うわけです。結果として臨時職員の比率が高まってきて、多様な保育ニーズや現況の状況の変化に対応するために従来の基本方針を見直されて民営化はやめるということになったんだと思うんでありますが、民営化の方針が見直された以上、正規保育士を確保して、よりよい保育を目指し、保育の質を高めていかなければならんと思うわけでありまして。保育士の待遇や保育の質は表裏一体だと思うわけでありまして、現在の比率では、正規保育士の負担が重くなります。一方で、臨時保育士の皆さんも同じ仕事ではないんだという指摘もございましたが、同様な仕事をしながら安価な賃金しかいただけないということの中でも、やはり問題があるかと思うわけでありまして。

伺います。1点目に、民営化の方針が見直された以上、正規保育士を確保し、よりよい保育を目指すべきだと考えますがいかがですか。それから、現在の職員配置、正規職員、臨時職員の比率ですが、この現在の配置では、私は不安な部分があると思うわけでありまして。今後、保育の質が確保できるためには、どのような方法が必要なのか、現状でいいのか、あるいは改善すべきなのか、いう部分についてどのように考えていらっしゃるのか、そこを少し伺わせてください。

本来、今の保育士の正規、非正規の配置というのは民営化を見据えた上でつくられてきた職員の配置じゃなかったかと思うわけでありまして。そういった意味においては、ぜひこの辺を少し変えていかなければならんのではないかという気がしますので、その辺のお考えについてお聞かせください。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（米中和成） 現在の本市の公立保育所の正規保育士の数と臨時保育士の数の比率の状況、あるいは正規保育士の年齢構成につきましては、やはり平成13年度以降の国の行政改革の推進や、先ほどもお話がございましたが、平成15年4月に作成しました本市の児童福祉施設再編の基本方針及び公立児童福祉施設の民営化に基づき取り組んだ、公立保育所の民営化統廃合が少なからず影響しているというふうには考えております。

先ほど市長の答弁にもございましたが、この状況を課題として認識はしておるところでございます。これから保育所の再編を検討していく中で、現状の保育士配置の状況を踏まえながら、正規保育士の比率を上げることができるよう再編の方法や保育士確保のあり方について検討していきたいというふうには考えております。

現在、そのための基本方針の策定に取り組んでいるところでございますので、その後、整備計画を策定し、再編整備が完了するまでの間は、臨時保育士の研修も積極的に推進し、

また正規保育士と臨時保育士がそれぞれの役割を果たし、安心して働けるような職場環境にも配慮するなどして、各保育所における保育の質のさらなる向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

それで、2014年3月に東京都が実施した東京都の保育士実態調査報告書では、保育士の皆さんが職場への改善を要求する点の一番が給与・賞与の改善、計59%、職員数の増員が40.4%でありました。これは東京都の保育士の実態調査であります。そういった中で保育士はほかの業種に比べて賃金水準が低く職場環境、労働環境も改善されていないという意見が多くあるようでございます。

ところで、こういった中で平成29年度の保育士の処遇改善についてお伺いをいたします。月額平均2%、6,000円プラス、リーダーには5,000円、あるいはキャリアアップで4万円というような報道もなされておりますが、この部分について詳しく平成29年度の処遇についてどういうふうに改善されるのかわかる範囲で結構でございますのでお願いをしたいと思います。

それから、大竹市の保育行政、先ほど部長のほうからも触れていただきました。長年、市民と行政と保育所職員、保護者が一体となって築き上げきた保育の質をこれからどんどん伸ばしていかんやならん。当然再編の問題もあるでしょう。いろんな中でやっぱりこれを伸ばしてくための取り組み、ここは大事なんだという部分についてお考えがあれば伺いたいんですが、2点お願いします。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（米中和成） 1点目の保育士さんの処遇の改善の御質問がございました。

これは、民間の保育士に対する処遇の改善の部分だと思います。本市の公立保育所の正規職員につきましては、一般職の職員と同等の給与条件でございますので、それについては変更はありませんけど、民間の保育士さんに対するこれまでの大竹市から支出しておる負担金の額を増額してまた負担していくんだと思うんですが、その細かい内容についてはまだ福祉課のほうにも情報が来ておりませんようですので、具体的な内容については、また折を見て報告させていただきたいと思います。

続きましては、保育の質の問題がございました。保育の質とってみましてもなかなか、難しい部分があります。基本的には、子供の権利といいますか、この権利を基本とした上で保育を提供していくということになるかと思えます。ここの部分については、行政としてもしっかりとした考え方を持っていかなきゃいけないと思います。加えて保育の質を向上させるためには、1つは職員の資質もございまして、保育の制度としての内容もございまして、あるいは保育環境の問題もあります。当然、保育の内容もあります。

今はそういう保育の質においては、保育所の内部だけでは完結していけない部分もあります。当然、地域とも連携をしなければいけません。ですから、その地域の連携の中で、子育て支援の核として、保育サービスを提供する場所だけではなくて、地域の子育て支援の核としてできるような、そういうふうな保育所にしていきたいと思えます。

これについては、当然、公立だけではなくて、民間の保育所も当然そういうふうにあつてほしいと思いますので、その部分については、行政が基本的な考えをやっぱり民間の保育所にもお示ししながら、保育の質を高めていきたいというふうに考えております。ちゃんとした回答にはなっていないかもしれませんが、そういう基本的な考えの中で、保育行政を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

保育所職員の処遇ではなくて、今度は保育所の関係で少し伺いたいんですが、公立保育所の施設は耐震基準はクリアはしておるけれども、各施設とも老朽化が進んでおる。設備が古くなってきた。保育ニーズの多様化に対応できないというようなさまざまな部分があるということでありました。

もっとも、街の発展に伴って人口の集積や動態も変わってきてくるわけでありますので、保育所の設置場所や施設の規模なども多くの課題がだんだんにではありますが、見えてきつつあります。とりわけ小方地区においては、現在まちづくりの基本構想を策定中で、周辺環境が一変するという可能性もあります。まちづくりは子育て支援施設も重要な役割を担うものだと思うわけでございます。先ほど市長のほうからも公立保育所の今後のあり方、あるいは再編整備計画等について触れてもいただきました。

先日、生活環境委員会では小方まちづくりの基本構想の素案が示されましたが、その中で子育て支援ゾーンの記載とともに、子育て支援施設、保育所の配置という問題が提起されておりました。もちろんこれは、民間のコンサルの皆さんがいろいろワークショップを開かれて研究された結果で、ああいう図面になったんだらうと思うわけでありますが、いずれにしても大竹市の保育所再編整備計画が早くできないと、そういったまちづくりの案が先行してしまうと、少し大竹市としての再編の方向性が見えにくくなるのではないかという気がします。そういったことで、ぜひ再編整備計画、早急につくっていただくということをお願いして、子供の貧困の対策に入っていきたいと思います。

子供の貧困は、子供の貧困率の高さと非正規労働者の比率が関係していると言われております。労働者の4割にも達した非正規労働者など不安定雇用者の増加は消費意欲を低下させ、地域経済が停滞をしており、全国的な非正規雇用の仕事の拡散、増大が貧困率を拡大させているという指摘から、ここでは自治体レベルでも行える非正規労働者の削減で貧困対策への取り組みを提案をいたします。

先ほど市長の壇上での御答弁の中にもそれぞれの役割という部分での御指摘もいただいております。その上であえて、子供の貧困対策として非正規労働者をどう正規労働者に変えていくことが地域に貢献するかということについての提案でございます。

非正規雇用の改善には国の施策として率先して非正規労働者の規制をかけ、労働環境を改善したり、最低賃金を引き上げたりする必要があります。一方で、国だけでなく、地方自治体も非正規職員を削減し、正規の職員にしていくということは地域経済の安定を促し、地域の貧困を解消させ、ひいては子供の貧困対策になるというふうに考えます。

本市においても、多様な事業を業務委託をされています。民間委託を発注する場合に、時として非正規や不安定な労働者が生み出させる場合が多いということが言われております。そういった中で委託の条件として、やっぱり正社員の比率を高めてもらう、あるいは適正な賃金を払うなどのお願いをされると。特に民間委託の場合には、非正規労働者が生み出されることが多くあると言われております。入札の競争では安価な見積額を提示して事業者が委託、あるいは落札することは結果として、落札業者は人件費を削り、安く労働力を動員して仕事を完結しようとしします。そのような事業者を排除し、落札金額だけでなく労働者の賃金や非正規の数などを事業者選定の評価項目に加える。落札した事業者には労働者に一定額以上の給料を支払うことを義務づけるなどの公契約条例を制定する自治体も、少しずつですが広がっているとと言われております。

そういった意味で本市においても、この部分での少し研究をなされてはどうでしょうか。若者非正規職員を少なくし、正規職員に入れかえる。働く人たちを財政面から支えることで、子育て世代の生活の安定を図る。これができれば子供の貧困対策ができる。地方の自治体ですぐにやれる施策ではないかと思うわけであります。この提案についてどのように受けとめられますでしょうか、お伺いします。

○議長（児玉朋也） 監理課長。

○監理課長（香川晶則） ただいまの山崎議員の御提案につきまして、お答えを申し上げます。

公契約条例というのは、野田市が平成21年に条例を制定して、先ほど山崎議員がおっしゃいましたように全国で少しずつではありますが、ふえつつある状況はございます。ただ一方で、平成26年に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法というのが改正をされております。それから、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律も改正をされております。

その中では労働者等の賃金、その他の労働環境の改善に努めなければならないなどの責務がうたわれております。そういったこともありますので、大竹市としても今後、他の市町の動きを注視しながら、ちょっと研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

数年前にこういった議論が議会でもあったような気がします。ぜひよろしく願いいたします。昨年の9月議会においては、子供の貧困の実態把握について、市長は母子保健サービスなどあらゆる場面などにおいて困難を抱えている子供や、家庭に気づくことができるよう注意を払っている。関係機関と連携を図りながら支援の必要な子供の早期発見に努めている。あるいはさまざまな場面を通じて把握できるように努め、具体的な支援や見守りにつなげていくことが重要だという御答弁をいただきました。

しかし、子供の貧困の実態把握の調査を行うというお約束がいただけませんでした。東京都の子供の貧困をめぐる実態調査が発表されましたが、その中で注目すべき数値が発表されておりますので、ちょっと御紹介させていただきます。

ひとり親世帯の保護者の6.7%が国の児童扶養手当を、6.4%が都の児童育成手当を知らず、申請をしていなかった。生活困窮者ほど行政情報に対する認知度が低いことがわかったとしています。貧困層、あるいはひとり親家庭というのはダブルワークやトリプルワークで行政情報に触れる機会が少ない、また、貧困は周りの人たちとのつながりを失わせ孤立化させると。こういったことが情報の遮断につながり、なかなか子育て世代の人たちに情報がつながらないという結果が国の児童扶養手当を6.7%、都の児童育成手当を6.4%が認知していなかったという結果になるんだらうと思います。

ところで、広島県は先ほど市長もおっしゃいましたけども、実態把握に向けた取り組みを始められるということでございます。県のそういった実態把握の調査等を参考にしながら、大竹市としても研究していきたいというお話でございました。

私は大竹市は大竹市として独自に貧困実態調査をしてほしいという思いであります。保育問題や子供の貧困の研究者の日本福祉大学の中村准教授は、近年貧困格差の拡大が大きな社会問題となっている。とりわけ貧困な家庭に育った子供たちの将来に、貧困が再生産されている。貧困は地域ごとに格差や特徴があり、現状を把握しなければ対策は立てられない。積極的に自治体は調査するべきとされています。

就学援助率を見てみましても、全国平均は15.9%ですが、広島県は22.2%です。先ほど教育長からのお話でございました、大竹市は18%強ということでございます。就学援助だけを見てもこれだけ地域に格差があるということは明らかであります。やはりきめ細やかな対策のためには、実態調査は私は欠かせないと思うわけでございます。このことについて、もう少し掘り下げた御意見を伺いたいと思いますがよろしくお願ひします。

2月23日に大阪府の歯科保険医協会が発表した16年度の学校歯科治療調査によりますと大阪府内の全ての小中高校1,754校を対象とし、回答があった学校の45.4%、189校でしゃくが困難な口腔崩壊の子供が663人いたと報告をしました。口腔崩壊を起こしている子供の家庭状況はひとり親家庭が45.7%、経済的困難が42.6%でした。

報告では、窓口負担をなくすなど、歯科受診のハードルを下げる必要があります。大竹市でも市民の健康増進と医療費抑制のため、早期発見、早期治療に向けた各種検診や予防対策を行われています。子供の医療費でも窓口負担を廃止し、完全無料化が図られれば、早期発見、早期治療が見込まれ、医療費の負担軽減が図れると私は思うわけでございます。そういった意味においても、窓口負担の廃止に向けての取り組みをしていただきたい。という、この2点についてお話を伺わせてください。

以上です。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） 大竹市としての独自の貧困調査という御質問だったと思うんですけども、先ほど市長のほうから御答弁させていただきましたように、まずは県のほうが小学5年生と中学2年生の児童と保護者に対しまして、実態調査の上、その結果を市単位でフィードバックをしてくださるという意向があると伺っております。市単位で貧困調査をするにいたしましても、どのような範囲でどのような方を対象にということがございますので、まずはこの県が行いました実態調査を受けまして、それを受けまして、必要で

あればまた市での貧困調査もしてまいりたいと思っております。

また、答弁させていただきましたように、ただいまひとり親家庭に対しましてはニーズ調査を行った結果が上がっております。これに加えまして、できるだけ窓口においでくださった方に対しましては、じきじきにお声を聞くなり、またサービスの改めての御説明なりをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（米中和成） 子供の医療費の完全無料化の件についてお答えいたします。

これにつきましては、昨年度、本市の子ども医療の拡充を実施する際にも議論をさせていただいたところでございます。国におきましても、子供の医療制度のあり方に関する検討会と申しますか、それを設けて、これについての議論もしたようでございます。

当然、賛否両論の意見があったようでございます。ただ本市におきましては、医療費の自己負担を無料化を実施しますと、これまでもお答えをしておりなんです。自宅療養等で済むような軽微な症状で受診する事例が発生し、重複あるいは頻回受診につながってしまうことで、医療費の増加に拍車がかかることや、あるいは医療関係者の負担増に伴い、本来優先して診断する必要がある重病患者や緊急対応等のおくれが懸念されてくるんじゃないかというふうには考えております。また、これらのことで増加する医療費負担に対する財源確保についても課題となってくるところなんです。現在本市において実施しております乳幼児医療費助成事業につきましては、基地再編交付金による基金を財源として実施をしております。

この財源を利用し、少しでも長く市内に在住する全ての子供の健全な成長と安心した生活が送れるような制度とするために、限りある財源をうまく活用していく必要がありますので、本市が選択している子供に対する医療費助成については、現在の制度を続けていきたいというふうに考えております。

なお、この子供の貧困対策としましては、この医療費だけに特化するのではなくて、他の子育て支援策の実施を図りながら福祉政策全体として可能な限りフォローしていく必要がありますので、引き続き検討していかなければならない課題であるというのは十分認識をしております。

もう一つ、先ほど福祉課長のほうから実態調査についてお話がございました。議員いろいろこれまでのデータ等をお示ししながら現状をきめ細かく説明していただきました。ありがとうございました。生活保護で育った子供が大人になって再び生活保護を受けるようになる、貧困の連鎖の発生率というのが一般の場合に比べて25倍あるというのを私も何かのデータで見ました。次世代を担う子供の元気が失われるということは、結果、地域の力を失っていくんだと思います。この子供の貧困対策については、これからも十分に検討してまいりたいと思いますので、どうぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

部長の大変前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひよろしくお

願いたします。子供の貧困でございますが、日本財団が日本子供の貧困対策チームというのをつくっております、これが2015年12月に発表した推計では、子供の貧困を放置した場合の社会的損失について非正規雇用や失業者の増加、税金や社会保険料の徴収減、生活保護費など公的支出の増加などから算出すると、貧困世帯の子供の進学率や中退率が改善された場合に比べ、現状のまま放置された場合、生涯所得は約43兆円、財政収入が16兆円少なくなると発表をしております。

京都大学大学院の柴田悠准教授の「子育て支援が日本を救う」では、子育て支援は労働生産性の低さ、子供の貧困、少子化といった課題の解決に貢献する。子供の貧困の放置は、経済の長期的なデメリットと指摘されています。准教授の試算によれば、子供の貧困率は2012年度は16.3%でしたが、1.4兆円の保育・幼児教育の拡充によって、貧困率が2.18%下がると見込まれ、貧困率が14.12%に改善すると見込まれています。試算では教育への投資や働き方改革も広い意味での少子化対策として出生率を上げる効果を持つ。思い切った施策を実行すれば、希望出生率の実現が不可能ではないことを示していると報告をしております。

先ほどから山形大学の戸室准教授や京都大学の柴田准教授、日本財団の研究、あるいは福祉大学の中村教授など、子育て支援が経済貢献や景気の活性化に役立つことを見てきました。多くの学者や団体が子育て支援は、子供たちを貧困から救い、出生率を上げる、豊かな社会を生み出すことを明らかにされています。より一層の子育て支援に取り組まれることを提案しまして、次の質問に移ります。

学校給食費の無料化の質問でございます。

まず1点目に先ほどの市長の御答弁では、再編交付金でのお話でなくて新たに防衛なり国なりへ、そういう要請をしていただきたいということでのお話がいただけなかったような気がするんですけども、これについて、そういうことはしてもらえんということなのかどうかということが少し気になつとるのでございます。いや、これからあれでも考えることがあるかもしれんということなのか、その辺をちょっと聞かせてください。

学校給食費の無料化については、全国的に拡大の方向であります。昨年3月に私がこの場で質問したときには、無償化した自治体は50自治体ということでしたが、現在では62自治体が全額補助、一部補助を含めると417市区町村で取り組まれています。

群馬県のみどり市、人口5万人の街ですが、人口減の克服に向け、市が策定した地方創生の総合戦略に基づき、目玉となる学校給食費の無料化を2017年度から実施するため新たに2億3,000万円を予算化しました。みどり市の石原市長は食育の一環と捉え、みどり市の学校へ行きたいと思えるような環境を整え、市の合計特殊出生率を現状の1.53%から2040年までに2.20%に引き上げたいとの考え方から、所得制限は設けず、全13校、4,500人が対象とされています。学校給食費の負担は年額で五〜六万円ということで、家計にとっては大きな負担となっています。多大な負担が給食費の未納など、保護者の問題として重くのしかかっています。

大阪市の教育委員会が給食費の滞納が1億円を越えたことから、悪質なケースについては、回収業務の一部を弁護士に委託することを決めたということが朝日新聞のデジタル版

で10月24日に報道されました。貧困率が高い大阪市としては、滞納者への対応も大きな課題となっているんだろうと思うわけであります。

ところで、本市の状況でございますが、滞納者が現在の状況であるのかどうかということ、それから給食費が免除となっておる児童生徒数の数についてお願いをします。よろしくお願ひします。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（野崎光弘） 現在の給食費の未納についてお答えをいたします。給食費の納入につきましては、学校におきまして、保護者への取り組み、また個人面談などを通じまして入金をお願いしております3カ月以上滞納している保護者はいないという現状でございます。

それから、済みません、もう1点は何だったでしょうか。

失礼いたしました。給食費への補助の件ですけれども、就学援助制度の中に給食費の補助が含まれておりまして、同様の18%程度というふうに御理解いただけたらと思います。失礼いたしました。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） これは小中合わせて18%ということでもいいんですね。

それでは、最後に、学校給食費の無料化の問題でございますが、学校給食費は学校徴収金の中でも最も大きな金額になります。貧困が拡大し貧困の世代間連鎖が社会的な課題となっている中で、給食費の無料化に向けた保護者の願ひは広がりを見せています。保護者の経済的状況とかかわりなく給食費を無料化することは教育と福祉の両面から複合的な政策を実施することになり、子供の貧困対策としての効果的であります。

貧困とは努力が報われないこと、生まれたときから機会が平等でないこと。スタート地点にはどの子供も平等に立てる、そんな社会を目指して貧困を改善し、貧困の世代間連鎖と少子化を食い止める教育を求めるとともに、教育の無償化を目指す施策の実現に向けて引き続き訴えていくことをお約束して私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、2番、末広和基議員。

[2番 末広和基議員 登壇]

○2番（末広和基） 改めておはようございます。大竹新公会の末広です。

昨年の3月初めてこの場に立たせていただいてから1年が経過いたしました。市議員としてやっとその空気に少しずつですがなれてまいりまして、まだまだわからないことばかりですが、自分なりの感性と視点を失わず役割を果たしたいと思っております。早速質問に入らせていただきます。

お手元の資料を配付させていただいております。縦横の位置で閉じておりますのでお使ひづらいかもしれませんがお許しください。表紙をごらんいただければ、この資料が6ページにわたってございまして、それぞれの質問順に合わせて資料の表題とまた出典を記載しておりますので御参考にしていただければありがたいと思います。

早速ですが、目次をめくっていただいて1ページを開いていただきたいと思ひます。真

ん中にブルーの四角、水色の四角がありますが、そこに黄色で大きく1と書いてあります。昨年から引き続いて地方公会計についてですが、少しずつ具体的な内容に入ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

真ん中の水色の正方形の左上に、缶詰の缶のような形した①固定資産台帳機能というのがあります。それは右横に枠の外に1番、固定資産台帳機能と表記されておりますけども、全ての大竹市が所有、管理をしている全ての固定資産を取得年月日から取得金額、耐用年数、また現在の価値などを整理したものです。本年度事業として、この台帳整備が行われてまいりました。

この図の右下③番ですね、活用機能という表現がありますが、内容の一部として公共施設等総合管理計画というのがございます。これは1と3番が、今年度事業として作成が義務づけられてきた今までの地方公会計になかったものです。既存の会計システムが左側に表現されておりますが、それが右へ今シフトしつつあるという状況を御理解いただければと思ひます。右の1から3の説明、それぞれの一番下に、括弧内に、例えて言えば1番は（平成27年9月末までに提供予定）とあります。これは、提供というのは総務省が全国自治体向けに無償で提供してきた共通ソフトウェアの提供予定、3件とも全て提供済みですが時期が書かれております。自治体がこれらをそれぞれ単独に準備した場合、膨大な費用となり、その内容も異なってまいります。共通の内容を持った仕組みで表現される、図で言えば真ん中の2番、財務書類の下に赤い楕円で書いてありますが、これが新しい財務書類として、同じ様式で全国統一の資料として地方自治体相互に比較が可能になってまいります。

これから地方自治体の財政状況は規模や特性によって分けられたグループごとに相互に比較しやすくなりますし、また比較される状況に入っていくという背景がございます。そういう時代背景の中で固定資産台帳の整備と公共施設等総合管理計画の策定が、くしくもこの3月末までに完了する予定であります。その意味と地方自治70年の歴史の中で、なぜこのタイミングなのか、なぜ今なのか。どのようにお受けとめになられていらっしゃいますでしょうか。

今後30年を想定する中でお答えいただければと思ひます。固定資産台帳の活用方法とその施設や関連資産の整備・活用計画で必要となる費用に加えて、今後増大されている民生費を含む長期財政計画と関連づけて御説明いただきたいと思ひます。

2点目として、資料の2ページをごらんいただきたいと思ひます。

新たな自治体セキュリティ対策の抜本的強化について伺います。

この図は地方自治体の業務を行うコンピュータシステムの全体像を表現しております。大きく分けて、左側の税とか社会保障とか書いてある部分と、真ん中の職員の皆さんがふだん一般的に業務をするに際してお使いになられている部分と、右の赤い枠の中にあるインターネット接続系といひますか、この3つに分かれています。

内容については、後ほど御専門のほうから御説明いただくかと思ひるので、これも全国統一の施策として今年度から来年度に向けて進められています。各自治体それぞれが独自に行うとすれば膨大な費用が想定されます。また、そのセキュリティのレベル、安全かどう

かという意味でのセキュリティですね、そのレベルも自治体それぞれが単独にやりますと、やっぱりノウハウが要りますので、低いことが想像できます。

このことは、先ほどの地方公会計の制度とも共通しております。全国一律に提供されることによって投入費用が少なくて済むということですね。これは最近の言葉を使えばICTですが、イメージ的にはデジタル、デジタルと言いますが、コンピュータの世界ですね。この世界は数が力です。たくさんの人が同時に使えば分母が大きいから、一つ一つは安い費用でできるよ、レベルも高くできますよという意味ですね。コピーが可能で大きなシステムも一旦でき上がってしまえば、全く同じ機能がほとんど費用なしで活用できます。写真などを焼き増ししたり、資料をコピー機にかけてコピーすると、そういったイメージで比較いただければおわかりいただけるんじゃないかなと思います。

したがって、図の右下にありますように、外部からの攻撃対策の徹底について、毎日何百万もふえ続けているコンピュータウイルスなどへの対抗策も地方自治体単独では到底不可能です。自治体の業務にも今やコンピュータは欠かすことのできないツールです。加えて、来年度平成29年度にはいよいよマイナンバーの業務への活用が予定されているようです。それらのことを踏まえ、質問といたしました抜本的強化策も国主導であり全国同時同レベルの要求がなされていると聞いております。その考え方や現状の進捗状況、ひとまずの準備完了の見込みなどをお聞かせ願えればありがたいです。

質問の3つ目に入らせていただきます。

今2つの質問をさせていただきましたが、どこかで末広は質問したじゃないかと、同じこと繰り返しよらんというふうに感じられた方もおられると思います。1件目が公会計の仕組みについて、2件目がコンピュータのシステムについて、きょう3件目が人事評価制度です。過去3回、私ここに登壇させていただいておりますが、それぞれのテーマについて2回ずついろんなことを教えていただきました。質問に際してですが、少しずつですが、学びを深めさせていただいております。御回答をいただいたものを何度も読み返し、市長や執行部の皆様のお考えが少しずつですが、理解できつつあります。しかし、理解というのは一つわかれば、またより深く次の疑問が湧いてまいります。そういう意味で、行きつ戻りつで重なった部分もありますが、お許しいただいて3件目の人事評価制度についての質問に入らせていただきます。

人事評価制度は、昨年度27年度の試行期間を経て、いよいよ昨年4月よりスタートしております。人材育成を基本的な目標とした制度の内容と、求められる職員像については既にお聞きしました。資料の3ページにその概念図がございます。人事評価と人材育成の枠組みの間に見られる相乗効果、2つの要素がぐるぐると改善するようにお互いを高め続けられる形で表現されております。

次の4ページをお開きください。この4ページには、この制度の活用の際し、評価者と被評価者の日ごろのコミュニケーションがいかに大事かが表現されております。しかし、初めての制度ですので、さまざまな人間関係上の問題も逆に想定できます。

5ページのこれは大竹市職員の人事評価実施規定というものですが、大竹市のホームページにアップされております。その実施規定の抜粋をさせていただきます。1

条の下に16条から、この黄色いところが苦情という文字がこの実施規定の中で表現されている部分だけを、今は16条と17条になりますが、苦情の文字が入っている部分だけを抜粋しております。その中には苦情相談の必要性も大きく表現されております。

問題が深刻になった場合は、規定上苦情処理という言葉に変わって、そのありようについての仕組みが6ページのように表現されております。被評価者である職員の皆さんの素朴な疑問や思い、また評価者である上司の方々の悩みに応える仕組みが用意されております。ただし、5ページに戻っていただければですが、この苦情に対する相談や処理、規定で表現されたものは16条の一番頭、第12条第5項の規定により開示するという意味の規定ですけれども、開示された評価結果に対して、被評価者の苦情に対応するという事は、最終的に評価された後、その評価内容に対しての思いや悩みに対してだけ苦情の概念が発生する。それに対する仕組みは十分用意してある。

ことはこの制度が1年目ですから、この制度、試行期間はあったとはいえ、初めて本気になってお互いで職場内で評価者、被評価者、恐らく上司と部下の関係でしょう。そういう中で最終開示後の思いや悩みだけで、制度はそれでいいんだろうかという疑問がふと湧いたんですね。目標設定時期や中間面談、そういう時期、業務を通して信頼関係の構築期間、そういう時期の要素におもんぱかるための考え方をお伺いしたいと思います。

規定全体を読み解いても表現されていないと思うんですが、ぜひとも職員の皆様の意向に応えられる制度として、活用いただくためにも、そのことを質問させていただいて、以上3件の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 行政運営上留意すべき視点、施設固定資産経費、情報保全保護、そして人の管理。大切な問題について御指摘、また御質問いただきました。ありがとうございました。

それでは、末広議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の公共施設等総合管理計画についての御質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画は、国からの要請に基づき全ての自治体で今年度までに策定することとされております。背景としましては、公共施設等が老朽化していること。地方公共団体において厳しい財政状況が続いていること。人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されること、などの全国的な問題がございます。

タイミングにつきましては、高度経済成長期に建設された公共施設等の更新時期が今後次々とあらわれるということがあるだろうと思います。これらの問題はまさに本市にも当てはまることとございます。昭和29年の市制施行以来、人口増加に伴う行政需要や市民ニーズの高まりを背景に、多くの施設が昭和40年代後半から昭和60年代に建設されました。今後30年以内にこれらの更新時期が集中するものと推計しております。

その反面、人口減少や少子化、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加や市税収入等の減少により、それらの全ての施設の更新費用を確保するのは困難な厳しい財政状況にあ

るのが現状でございます。公共施設等総合管理計画は、まず固定資産台帳を整備することから始め、市が所有する全ての公共施設等を把握し、それらの施設の今後の更新費用を推計しております。

そして、人口減少等による厳しい財政状況の中で、今後の施設のあり方を考え、総量としての施設の延床面積の目標削減率を定める、総論的なものでございます。

ここで具体的な施設を例にとって述べることは困難でございますが、固定資産台帳の整備・活用、公共施設等総合管理計画の策定により、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点で施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することは、本市にとっても行政の継続性を保つ上で大いに意味のあることだと考えております。

次に2点目の、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化についての御質問にお答えいたします。

平成29年7月から、国・地方を通じてマイナンバーを活用したオンラインの情報連携が始まり、各自治体においても地方税の所得情報や、生活保護に関する情報などの情報提供が始まります。

社会保障制度や税制、その他の行政分野における給付と負担の適切な関係を維持し、国民の手続的負担を軽減するなど、マイナンバー制度における情報連携の効果を十分に上げるために、国は各自治体の情報システムのセキュリティを飛躍的に向上させることとしました。このため、それぞれの自治体において、情報提供・ネットワークシステムの稼働を見据えて、庁内ネットワークの再構成を進めているところでございます。

具体的な強化対策の要求レベルにつきましては、議員御提供の資料のとおりでございます。個人番号利用事務系につきましては、専用のネットワークとし、外部のネットワークとの通信は十分にセキュリティが確保された特定通信のみに限定し、インターネットのリスクから完全に分離いたします。利用する端末は業務ごとの専用端末とし、2要素認証を導入いたします。また、操作記録を取得・管理し、USB接続による情報の持ち出しを禁止いたします。

次に、L GWAN、接続系につきましては、専用のネットワークとし、インターネット、接続環境との通信は添付ファイルなどの無害化を実施いたします。外部ネットワークとの通信は原則L GWANサービスなどの特定通信に限定し、専用端末といたします。また操作記録を取得・管理し、USB接続による情報の持ち出しを禁止いたします。

最後にインターネット接続系につきましては、必要なセキュリティ対策として、広島情報セキュリティクラウドに参加いたします。端末は個人番号、利用事務系及びL GWAN接続系に用いることを禁止し、操作記録の取得・管理を実施いたします。また、端末からの情報の持ち出しは、承認・記録など適切な管理を行った上で認めることとなります。

現在、国の示すこれらの要求レベルを達成するため、ネットワーク設計、必要となる機器類の調達及びネットワーク変更作業を進めているところでございます。

次に、3点目の人事評価制度についての御質問にお答えいたします。

人事評価制度につきましては、昨年度の試行を踏まえ、今年度から本格実施していると

ころであり、現在期末評価が各課で行われているところでございます。この人事評価制度につきましても、その公正性、透明性の確保及び制度の信頼性を高めるための取り組みについてお答えいたします。

人事評価を行う上では、被評価者である職員とのコミュニケーションが不可欠であると考えております。このコミュニケーションを図るための取り組みといたしまして、昨年度の8月と10月、そして今年度の10月に評価者研修を実施いたしました。

人事評価の一番の目的は人材育成でございますが、評価制度の中で最も人材育成にかかわってくる部分が、期首・中間・期末とそれぞれ行われる評価者面談だと考えております。評価者面談について、しっかりとコミュニケーションが図られ、充実した面談となるよう研修を重ねてきたところでございます。

また、人事評価と直接につながるものではございませんが、職員とのコミュニケーションという観点では、今年度、各課の職員と私が直接意見交換を行う機会を設け、事業の課題や職場の状況など、多岐にわたって意見交換を行っているところでございます。

末広議員御指摘のとおり、苦情に関する規定については開示された評価結果に関することとなっておりますが、評価に係る手続、その他評価に関する苦情全般について、幅広く苦情相談の対象とするよう、人事評価の手引に記載しており、評価全般について苦情相談が可能となっております。人事評価の実施に際しましては、研修で習得した知識や各段階で行う評価者面談、職員との意見交換の場などを利用しながら、しっかりとコミュニケーションを図ることで、被評価者の納得性を高め、人材育成につながる人事評価となるよう、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上で末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時49分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（田中実穂） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

一般質問及び総括質疑を続行します。

2番、末広和基議員の再質問から行います。

末広議員。

○2番（末広和基） それでは、午前中に引き続いて、私の質問を続けさせていただきます。

3件の質問に対しては市長のほうから。大変、私、申しわけないことに、この3件の質問事項を昨年来から続けさせていただいておりますが、徐々に、私の質問が重なっているのもあるんですが、市長の御回答が制度そのものの本質や、これからの時代に向けての活

用の方向性まで含めていただいて、本質に近づけていただいていると感じました。ひとまずそのことに対しての御礼を申し上げたいと思います。

1件目の公共施設等総合管理計画についての質問の2回目としまして、また恐縮ですが、資料の1ページ目を、この案件のページですが、開いていただければ。最初にお話ししたように、このたび1番の固定資産台帳機能をベースにした活用機能として、整備計画が策定されつつあるという状況にあることを御説明しましたが、旧来、既存の財務会計システム側は単式簿記時代、現金主義、今現在もこれで予算・決算営んでいらっしゃるけども、固定資産台帳が整備される前の段階における固定資産台帳に該当する資産管理台帳に該当するものがあって、公有財産台帳という表現だと思うんですが、この公有財産台帳、今までの資産管理台帳と、このたびの固定資産台帳の違い、この辺がちょっと私なりにも十分把握できておりませんで、もしお答えいただければありがたいんですが。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 公有財産台帳です。地方自治法に規定する公有財産、これを持ってありますが、これを管理するための台帳ということになります。数量面を中心とした財産の運用また今の状況を把握するということで備えております。公有財産の管理のため、または決算の参考書類、こういったもので作成しております財産に関する調書、こういったものをつくるために使っております。

一方、固定資産台帳です。今つくっておりますが、こちらは取得から処分に関するまで全ての財産の取得から処分に関するまでの経緯、全ての財産じゃないですね、資産ごとです。資産ごとにこの建物が幾らで手に入りました。どれだけの資産価値を有しています。償却していくのはこんなものですよというふうに、経緯を資産ごとに管理するための帳簿と考えております。財務書類作成の基礎となる補助の役割というふうなイメージをしております。

○副議長（田中実穂） 末広議員。

○2番（末広和基） 丁寧な説明ありがとうございました。

この固定資産台帳をベースにして、今までの公有財産台帳にはなかった数字ないしは、今の資産ごとの状況なり、取得から最終までに至る経緯を表現できる機能を持ったものとしての固定資産台帳をベースにして公共施設等総合管理計画を策定されている。

それを、これは次の目的のために作成する。これは市長の御答弁の中にも御説明いただいておりますけども、それらを総合して、ただ施設の管理に焦点がスポットが当たってしまいそうなんですけども、固定資産台帳には、地方自治体の所有する都市資産も目に見えない下水道も、そういうものはみんな入っていったら。

それらを総合して、建物の老朽化とかいう視点だけではなくて、市が持っているある意味では、市民の共有資産である全ての資産をどういうふうに生かしていくべきだろうかということを実行しようとして、ファシリティマネジメントという言葉を学んだんですが、まだここ勉強不足でよくわからないところもあるんですが、ファシリティマネジメントの全体像の中で、この公共施設等総合管理計画がどういう位置づけで関係性があるのか、その展開についての可能性、もしお考えをお持ちであれば、まだまだ新しい概念で今計画も

策定中ですから、いきなり活用しようとはまではイメージをお持ちでないかもしれませんが、もしお持ちであれば知識としてお教えいただければありがたいんですが。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 公共施設の全体を把握しまして、長期的な視点で更新であるとか、統廃合または長寿命化、こういったものを計画的に行って財政負担を軽減、もしくは平準化すると、こういったことをするために利用していきたいと考えております。

たちまちというか、次にやるべきことというのが、公共施設等の最適な配置を実施するための個別計画に入っていくんだらうなと考えております。今つくっています、総合管理計画、これ概論的というか、今ある資産を続けていくと、こういったふうなお金がかかります。人口がこういったふうには減っていきます。そうすると資金ショートを起こしますというふうな考え方の中で、何%ぐらいはちょっと資産持つのは無理だよねというようなふうな形で総論的なものをつくらうと考えておりますので、その総論からじゃあ個々の施設についてはどうなっていくのか。こういったところを総論に基準として、そこを求めながら移っていこうと考えております。

○副議長（田中実穂） 末広議員。

○2番（末広和基） 丁寧な御説明ありがとうございます。

今の御説明の中に、総論から個別計画に展開される時期が来るであろうというお話でありました。この個別計画の策定に当たっていく時代になった場合、先ほどの山崎議員の御質問にもありましたように、保育所というこれも公共施設ですし、制度ですが、その中にも部長の御説明にあったように、ある意味個別計画に入っていくと。そのときには、当然ながら個別の施設や内容を取り巻くステークホルダーといいますか利害関係者が地域にも、実際の利用者にも、未来の利用者にもいろんな御意見をお持ちの市民がおられるし、その事業運営に関係する産業構造の中からステークホルダーがあらわれてくるかもしれない。

そういう意味で、個別に入る前に今現在の計画の全体像や、なぜ今なんでしようかということをお聞きしましたけども、これからの地方自治体の営みが迎える状況の総枠とか、この制度の活用の意味合いなんかを市民の皆さんに徐々にですが、総論の部分で共通理解を求めていく中で個別計画が少しずつ議論をされていったり、実際にされたりしていく時代を迎えるべきだろうと私は思います。そういう意味で、議会や我々議員、先ほど申し上げたような個別計画に関係してこられるであろう住民の皆様や、まだ個別計画にも余り関係はないけども、市民として危惧しとるよという方々もおられると思います。そういう方々に向けて、ひょっとしたら大手の事業所もある意味ではステークホルダーかもしれません。

そういう方々に向けて、今の竹市が置かれとる状況や、将来の状況を推定して総論でも広めていき始めないと、個別になった時点でいきなり提供したら、いきなりということだけで情念が動いてしまう。だから、いずれ私のところにも来そうだなというような雰囲気は今から広め始める必要があるかなという気がいたします。

そういった面でも議会を通じてでも結構ですし、地域説明会かもしれませんが、新たな時代の総枠を説明できるような情報提供が必要になってくるであろうと、そういうことに

についてのお考えをお聞きできれば、この件についての質問は最後にさせていただこうと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（田中実穂） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 公共施設等総合管理計画、ぼちぼち完成に向かっておりますので、できれば3月24日議員全員協議会で説明をする場をお願いをしようと今考えているところです。その後、ホームページにも掲載をしたいと思っております。

今、議員さん言われましたとおり、身近な施設を統廃合するというケースになりましたら、今までホームページで幾ら出していろいろ言ってきた、いろいろ説明をしてきたけど、それに沿った計画だよと言ってわかっていたとしても、やっぱり具体になるとどうなっていくかというイメージというのが、その人その人にとって湧きますので、生活に影響が出るということもあって、反対の声が大きくなってしまうというのはもうそれは仕方のないことだろうと思っております。

ただ、そのときに全体としてはこうなんですよというのをもう一度立ち返れるように、今おっしゃっていただきました、しっかりこの計画を使って説明をしていきたいと思っております。

○副議長（田中実穂） 末広議員。

○2番（末広和基） どうもありがとうございます。

ぜひとも、そういう基本的なお考えに基づいて、市民の皆様への早目早目の情報提供に御努力いただければと思います。

それでは1件目の会計制度については置かしていただきまして、2件目、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化についての2件目を質問させていただきます。

資料の2ページをお開きいただいた上でよろしく願いいたします。

セキュリティの要件ですから、具体的な中身をお聞きするわけにいかないです。もうそのこと自体がセキュリティの漏えいですので、大変ある意味ではセンシティブな要件もあるんですが、市長の御説明にありましたような取り組みで、仕組みやルールや手順やそういうものが今確立されているという御説明をいただきました。マイナンバー業務への活用時期までには、国主導ではありますが、各地方自治体が御努力されていると。

そういう中で私もスマホを利用しておりますと、メールにいろんなメールが届いてまいります。6種類か7種類のメールアドレスを活用しておりますと、いろんなタイプのメールが飛び込んできます。ついついクリックしてしまう。なんのこっちゃわからない英語ばかりのメールがあると。そういうのが日常茶飯事の時代になっております。できるだけそういうことが起きにくくするための手順、手続もしてきても、そういうことですから、どんどん新しい手口というのは言葉が悪いかもしれませんが、さまざまな目的を持ったものがどんどん生み出されています。活用度が高まれば高まるほど、深まれば深まればほど、その段階に応じたそういうものが生まれてくるのが世の常です。

だからと言ってじゃあ全部やめるのかとなると、全てのメリットを失うことになるわけですから、最終的にはセキュリティは自己責任。行政業務のセキュリティは自己責任というわけにはいかないんですけども、最後の最後は人だと思えます。怖がって何もしなければ

ば、そのスキルや変化を味わえてないことです。そういう状況ですと、ある意味純粋なわけですから、飛び込んだものが区別できない。

そういう意味で、ならす言うたら言葉は悪いんですが、そういうことにも体験をしていかなければ、情報セキュリティシステムの幾らハードやソフトや仕組みやいろいろ手順や利用実績データの保全管理を幾らやっても、最後の最後は人だと思えます。

その情報システムのセキュリティに対する職員の皆様の責任意識の醸成、またそれに必要なITスキルの育成、そういうことを進めていくための、具体的方策、例えて言えば、全部がつながっているこの図のように、全部つながっているものでは難しいんですが、これからこの関係性を持った1組、これは全体とつながっていない。そこへいろんなセキュリティに該当することを体験してみれる場があって、そこで実体験をすると。そういうことをしないと、実際自分の画面に出てきたものが何かわからない。わからないときは、さわりなさんなよ言うても、いつもの方からのメールですと。でも何か違うねと。感じなきゃいけないですよ。それが新しいものがどんどん出てきますから、他市町村の事例から恐らく総務省のホームページもそういう事例が提供されると思えます。

そういうものを弾け出せるスキルも必要になってこようと思えます。そういうことを計画的に意図的にスキル育成のための具体的方策、これらについてのお考え、まだ今セキュリティ強化のさなかですから、これから先のことにはなりますが、そういうことに対する具体的方策について、もしまだ形にはなっていないと思えますが、お考えのほどございましたらお教え願えればと思えます。

○副議長（田中実穂） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 議員言われますように、最後、人でございます。人はミスをしがちなものでございます。ミスをしていない人というのは、なかなか存在するものではありません。一番できるのは行動を制限するという事だろうと思えます。情報を漏えいできない仕組みをつくるということで、先ほど2つの認識の仕組みをつくるということによって、なかなかほかの人が入れないようにする。USBでデータを取り出せないようにするというようなこと、そういう仕組みをつくるのが人の意識をつくっていくということが一番行動が制限されますので、これできないんだということが身にしみることがあるかと思えます。

研修をしても人が変われば、意識の継承というのは、ここが課題になってまいります。職員同士お互いに例えば今の新しいセキュリティでは、パソコンのふたを閉じれば開けたときにまた認証が必要だという仕組みにしております。ふたを閉じていない職員を見れば、ふたを閉じましょうということをお互いに注意をすると、こういう人間関係をつくっていると、こういうことが有効なんではないかというふうに考えます。

以上です。

○副議長（田中実穂） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。

やっど部長に出ていただきました。私、個人の目標ですが、いかに部長を引き出すかが私の仕事の目標にしておりますので、これからも覚悟しておいていただければと思えます。

大変失礼なことを申し上げました。

以上で大体私の質問は終わるんですが、人材育成、人事評価制度についての事柄で最後にちょっと御意見を私の思いや考えをお伝えして、質問を終わらせていただきたいと思っておるんですが、人材育成を目的とした評価制度の件とはいえ、行政組織の皆さん、担い手である皆さん同士の、下手すると個別の関係性にまで思いを寄せてしまう可能性のあるような非常に繊細でセンシティブな要素に触れる質問ではあったんですが、誠実な御回答をありがとうございました。

質問者の私もこういう人事そのものじゃないんで、人事の制度ではあるんですが、質問者の私もそういう琴線に触れてしまう恐れも感じ取りながら、失礼ながら質問を続けさせていただいておりますが、慎重に言葉を選びながら、あくまでも質問のテーマは制度についてであり、実態の事象そのものではないのだということを自分自身にも言い聞かせながら、この質問を続けさせていただいております。

ぜひとも、現場で起こり得るであろう事象全体に対して総合的に目を配っていただいて制度の公正性や透明性を維持していただき、この新しい制度そのものを組織全体で育てていただけることを願ってこの質問については終わらせていただきます。そういうことを続けていただければ、この制度が次の時代のニーズに即応できる人材を育成していただき、近未来への行政サービスの継続性を保障いただけるものになっていくであろうということを思っております。

1件目の会計制度について、2件目のICTやシステムについて、それぞれ従来からの行政業務以上にこういう制度が動き始めるということは、そういう時代や制度の内容にある意味の変化が伴ってきてるなという気がします。そういう変化に対応できる人材の育成が進む必要があるなど。

この3つが、たまたま私この1年勉強してしまして、なぜこれだけ、今までの行政システムに大きな意味を持つ人事評価制度や会計制度の根幹に新しい要素、マイナンバーということもあってですが、業務を遂行していくためのシステムについての要件、国がソフトを全部提供してまで一律に、そういうことが同時にされているということが偶然ではない気がするんですね。提供省庁がまたがっていると思うんですよ。

これからの地方自治にとって、このような質的变化にも強い人材が求められていることを暗示しているように感じるんですね。でもその仕組みのそのものを見るんじゃなくて、その本質、なぜこの制度を今なのかという本質を把握した上でそういう人材の育成が必要な時期に入ってるんじゃないかなど。

過去、我が市において30年の重立った懸案事項は、ここ最近感じるんですが、この10年でほとんど解決の方向に向かっていると。もっとすると既に解決済みになっていると。一括法以降、本当に地方自治を取り巻く環境、変化が大きくあって、その中でも大きな懸案事項を解決いただく中での御苦勞は本当に想像に余りあります。しかし、本日質問させていただいた要件や御回答の一部にありましたように、質的な変化が増えてきてるなど。この変化というのは、決して改革でもなくて、ちっちゃな改善の積み重ねかもしれないんですけども、質の変化が必要なんだなど。

これ市長の御答弁をお聞きしながら、この質の変化ってどんなことなんだろうなということはずっと思ってたんですが、質的变化の1つ、私の感じなんですが、地方自治体の評価基準って、総務省が成績をつけるような格好ではなくて、この世界の中でよしとされることって何なんだろうと。それをずっと疑問に思ってたんです。

ふと、きょう、間違ってるかもしれませんが気づかせていただいたんですが、財源の確保、地方自治体の上層部の皆さんって財源の確保をいかにするかということをしつこい真剣にやっけてらっしゃる。確保できることが目的、評価基準。確かにそれは行政サービスにつながるわけですから、ありがたいことなんですが、財源の確保にいそしむ、予算が設定できたら、ことしも後は決算までそれを着実に遂行するのよと。予算の取得までは、予算の設定まで、それに必要な財源の確保までが仕事。後は各部署にお任せしとけばうまくいくよという感じがするんですね。だから主たる目的は財源の確保にあるんだなと、それが評価基準だと。

そこで、ふと疑問に思ったのは、日本全体の財源はこれから総量が減っていくということですよ、背景上。そうしますと、みんなが同じことを考えて財政の確保をしたら、強いもん勝ち、弱いもん負けかもしれませんが、いずれその意味がなくなると、奪い合いですから。じゃあどういふふうに変わっていかなくちゃいけないのか。そこに質的な変化かなと。

今までの価値観でいう財源の確保が最たる判断基準、行動基準であった事柄が少しずつだけでも、先ほどの課長の御説明にありましたがファシリティマネジメント。資産管理で言えば、ファシリティマネジメントにどう生かすか、その少ない財源を。都市資産は市民のもの、共用のもの、行政の持っている土地は売るもんじゃないから価値を判断してもしようがないんだと。今回固定資産台帳には、どっかにそれが載ります。現に、小方小学校、中学校はこれから先有効な活用資産に切りかわりました。すぐにお金にするべきでしょうか。例えばそういうことを考えるのが、マネジメントだと思うんですね。

質的变化は不足してくるであろう財源の活用方法、また持っている資産の活用方法、生かし方、こちら側に判断基準が少しずつ変わっていったのかなということをしきょうの市長の御質問の中で感じ取ったようなことです。その変化の基調はそういう物差しの一つにあるのかなというのを感じ取った中で、最後に一つ、これは先人の言葉の中にあるんですが、変化の時代はその本質をリアルにつかんだ者にはチャンスだが、そうでない者には大きな災いとなる、というような言葉がありました。私たち議会人もこの言葉をかみしめさせていただいて、このような時代の先行きを見定めた中で議員としての新たな役割に向けて邁進したいと思えます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（田中実穂） 続いて、3番、賀屋幸治議員。

〔3番 賀屋幸治議員 登壇〕

○3番（賀屋幸治） 3番、大竹新公会の賀屋でございます。

通告書に沿って2件の質問をさせていただきます。

まず、1点目の水産業の振興と晴海県有地の活用でございます。大竹市の水産業は阿多

田島地区と玖波地区の、この2つの地区で養殖漁業を中心に事業を展開をしております。漁業環境の悪化により、漁獲量の減少が進む中、水産業の振興のために県内唯一のハマチ養殖を行っている阿多田島漁協と平成25年から水産漁業技術開発支援事業に取り組んできております。

その結果、平成27年度、平成28年度と、養殖技術の確立と一定の生産量を確保することができ、あたたハマチtoレモンのブランド化に成功したことは御承知のとおりでございます。この間、試行錯誤を繰り返し、御苦勞をされました阿多田島漁協とブランド化のPRに奔走し、商品化に努力されました市役所担当部署の皆様にはこの場をおかりして御礼を申し上げます。

このブランドハマチが市場に旋風を巻き起こし、需要が拡大することで、生産者の持続的経営の安定と計画的な生産量が確保されることとなり、今後の養殖漁業の振興に大きく展望が開けるものと思います。現在の生産量は1事業者で年間2,000尾を生産しており、従前のハマチの養殖は2事業者で年間2万から3万尾を生産していると伺っております。まだまだブランドハマチへの転換は生産量的には余裕があり、本格生産への挑戦は始まったばかりであると思います。

こうした中、養殖技術開発支援事業が今年度で終了して、来年度以降は販路の確保に向けた取り組みが重要になるとと思いますが、新年度予算案には新たな支援策は見当たりません。せっかくこの4年間で7,150万円を支援してまいりましたが、今後の安定供給と販路拡大への道筋に不安が残るのではないかと心配をしております。

現在、玖波漁協が平成27年度から阿多田島漁協と共同で取り組んでいるおおたけ水産OG市に販路拡大とPRを兼ね、あたたハマチtoレモンの直売を玖波漁協内で行っております。大変好評を得ていますが、現状では場所が狭く駐車場も取れないということから月に1回の開催となっております。また販売量も多くは取り扱えない状況であると伺っております。

そこで晴海の県有地の緑地部分、これは晴海護岸沿いで南北長さが580メートル、幅が40メートル、面積で言いますと2.3ヘクタールございますけれども、この一画に水産物の直売所、仮に大竹お魚センターとしましょう、といったものを誘致することで、今後の水産業の振興と地域活性化が図れると思いますが、この晴海県有地の積極的な活用策について、市長の見解を伺います。

続いて、耐震シェルター普及促進に向けた補助金制度の導入でございます。

昨年6月の定例会一般質問で、大竹市の地震対策についての質問をさせていただきました。その後の取り組み状況の中でも住宅用感震ブレーカーの設置については消防や防災担当部署がさまざまな場所で必要性のPRを行い、設置促進に取り組んでおられることに御礼を申し上げたいと思います。

一方で、大竹市の耐震改修促進計画では住宅の耐震化率は平成26年度が54%で、目標年である平成31年度は80%を目指すこととなっておりますが、目標達成には残り3カ年で3,000戸余り、年間で言いますと1,000戸ですけれども、の住宅耐震改修工事が必要となってきます。

しかし、新年度予算案には、これに対応する住宅改修事業の費目はありますが、目標達成にはほど遠い額でしかありません。この理由としては、耐震改修工事には多額の費用がかかる。そのために高齢者世帯などでは経済的な負担が重く、この支援制度の利用実績がほとんどない状況であるというふうに理解をしております。だからといって、地震で倒壊の危険性が高い住宅を放置していたのでは、住民の安全・安心は担保できません。

仮に、家屋が倒壊しても潰れない安全な空間に逃げ込めば命だけは助かるという耐震シェルターがあることを以前の一般質問でも紹介をしていると思います。ここで添付資料を参考資料として2枚の耐震シェルターの資料があると思いますけども、いろんな種類のシェルターがあります。これは代表的なもので、1枚目の家が崩れた中にちゃんと残っているシェルター、これは4畳半ぐらいの大きさの中でおさまるといって大きさですけども、工期もわずか2日で費用も施工費を含めて25万円というふうにこれでは書いてあります。思ったより安価なんだなという印象です。

もう1つは、もっと小さく机ぐらいの大きさでいざというときにこの下に逃げ込む。そのことによって、潰れてくる家屋から命を守るというものでございます。これもこのパンフレットでいきますと17万円から20万円ということで、そんなに高いものではないかなというふうに思いますけども、そういった耐震シェルターがあるわけでございます。

そこで新たな震災対策として、こういった耐震シェルターの普及促進に向けた補助金制度の導入を改めて提案をしておきたいと思っております。既に多くの自治体で同様の制度を実施しております。また、広島市も新年度から導入すると聞いております。市民の生命・身体・財産を確保することが行政の第一の使命です。とはいっても、家が潰れれば、財産までは守りきれないかもわかりませんが、耐震シェルターで命だけは助かると確信をしておりますので、ぜひともこの導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。この件について、市長の御見解を伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。答弁のほどよろしく願いいたします。

○副議長（田中実穂） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 我がまち大竹を元気にするために、何ができるのか、アイデアを御提案いただきながら御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の水産業の振興と晴海県有地の活用についてお答えいたします。

平成25年度から4年にわたり、水産業の振興のため、阿多田島漁協が養殖漁業技術開発支援事業に取り組んできました。漁協の組合員の皆様の御努力、また高知大学の深田准教授を初めとした関係者の皆様の協力もあり、あたたハマチtoレモンというブランドハマチを商品化することができました。

また地元を中心としたPR活動、飲食店の協力、そしてさまざまなマスコミに取り上げられたことで認知度も高まり、実際に市内外の店舗での取引がされております。また、本市だけでなく県内の幾つかの給食センターでも取り扱いが期待できる状況になっています。一定の事業成果が出ておりますが、議員御指摘のとおり、さらなる販路拡大が重要である

ことは申し上げるまでもございません。

販路拡大で大切なことは、まず漁業者自身のやる気、努力。そして、それを行政もしっかりと支えていくことであろうと思います。当初の計画どおり、4年で商品化ができましたので、来年度ブランド化補助金の予算は計上しておりませんが、水産振興のためPRなどの活動により引き続き支援していきたいと考えております。

続いて、晴海県有地の活用についてでございます。晴海県有地の緑地帯は都市計画法上の用途地域として工業地域と商業地域の2カ所に分かれております。工業地域の緑地帯につきましては、市内の中小企業から要望のある工業用地を確保するため、既存の晴海企業用地の拡張の可能性について現在県と協議しているところでございます。また、商業用地の緑地帯につきましては、今後も県と連携・協力しながら、商業施設用地の残り約4ヘクタールの用途の見直しも含め利活用を検討していきたいと考えております。

御提案の水産物直販所、大竹お魚センターを緑地帯に誘致する件については県へ相談・提案するためには具体的な事業フレーム、事業設計をもって行う必要がございます。現段階では具体的な事業フレーム及び事業設計が行われている状況ではございませんので、これをもって県に提案することは困難な段階であると考えております。

その上で、集客面での見通しや運営管理体制など、ビジネスとして成り立つようであれば、水産業のみならず地域の活性化にもつながるのではないかと考えております。今後、阿多田島漁協、玖波漁協、あるいは民間事業者などから具体的な話があるようであれば、本市としても相談に応じ、どのような支援ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の耐震シェルターの普及促進についてお答えいたします。

大規模な災害が発生すると、多くの人的・物的被害が発生し、混乱の中で経験のない自治体はその対応に苦慮することが想定されます。そのため、被害を軽減する減災への対応が重要であると考えております。特に地震災害による被害は、一瞬のうちに市民生活を困難にする可能性があり、被害を軽減するためには住宅の耐震化による生命、財産の保護は有効な手段でございます。

本市の大竹市耐震改修促進計画では、建築物の耐震診断、耐震改修を促進し、既存建築物の耐震性能を向上させることで、今後予想される大規模地震による被害を軽減し、市民の生命と財産を守ることを施策の基本としています。住宅土地統計調査によると、市内の全住宅戸数の3割程度が耐震性のない木造住宅と推計されており、耐震診断や耐震改修工事に要する費用の一部を補助する支援制度を設けております。しかし、今年度の支援制度の利用状況は耐震診断が2件で、耐震改修工事については利用がありませんでした。

その理由としましては、御指摘のとおり、建物所有者の高齢化等により耐震改修工事費用の負担が難しくなっている状況があるものと考えられます。このことを踏まえ、利用者の掘り起こしにつながるよう、現在、耐震改修計画を見直しています。具体的には、これまでの木造住宅、耐震改修補助に加え、経済的な理由等で一度に耐震改修工事を実施することができない住宅について、例えば2階建て住宅の1階部分だけを先行するといった部分的な耐震改修や、徐々に耐震化を進める段階的な耐震改修補助制度を創設しています。

また地震災害等からの減災のため、さまざまな啓発事業にも取り組んでいます。熊本地震が発生した今年度は7月に自主防災組織育成研修会を開催し、地域の自主防災組織のリーダーや自治会の役員を対象に、地震に備えてと題した講義や、家具等の転倒防止対策の実演講習を行いました。また、1月には大規模地震を想定した総合防災訓練で市民の皆様にも実践的な訓練に参加していただきました。このような取り組みを通じて、市民の皆様の防災・減災に対する意識を高めていただくことが何より大切なことだと考えています。

御提案の耐震シェルターは、仮に家屋が倒壊しても、設置した部屋では一定の空間が確保されるため、人的被害の軽減が期待できる比較的安価な設備でございます。この耐震シェルターの普及に当たり、自治体が支援制度を創設する事例は広島県内にはなく、先進的な御提案であると受けとめております。補助制度化の検討に当たりましては、来年度から導入する広島市の状況や先進地の例を参考に、住民ニーズや市の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（田中実穂） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

まず水産業の振興ということで、晴海の県有地、ここの部分の利活用について一定の御理解をいただいたかなというふうに思います。後は、出店といいますか事業化をしようとする漁協なりあるいは民間活力なり、そういったものが具体的な事業計画をつくって、市のほうに相談をすれば幾らでも相談にはのりますよ。前向きに支援、対応もしていきますよという御返事だったというふうに理解をします。

できるだけ、事業者のほうも、先ほどのハマチtoレモンの販路拡大のことがちゃんと道筋ができていかないと、次の事業につながっていかない。つまり後継者の育成もなかなか厳しいということにもなってこようかと思えます。

県内の漁協さんが今、それぞれ朝市のようなのをやっておられます。常設でやっているのは輛の浦周辺の輛の浦漁協が毎日7時から10時までやっている。それと、同じく福山市の沼隈町ですか、そこで道の駅アリストぬまくまというところが、これは道の駅ですから毎日販売はしている。しかし、水産物については売り切れごめんということで量は少ないんだろうというふうに思います。

それと隣の廿日市の浜毛保漁業、廿日市の下浜というところで、これは漁協の中で月曜日から金曜日まで朝夕の販売をしておるといのがあります。ほかはあと十四、五カ所あるんですが、これはいずれの漁協も週に1回程度ということでございます。

つまり、お魚センターなるものが、この広島都市圏、120万の都市圏の中で、浜田と境港と下関ですか、本格的にやっておられるのは。その3カ所ではないかというふうに思いますけども、本格的にそういうお魚センターとして取り組みを、この大竹の晴海の地で展開できればかなりの利用者が見込めるのではないかというふうにまず思います。

そのためには、先ほど紹介しました各漁協が週1やっておられますけども、それに先駆けて早くそういう本格的な展開を晴海で行うということが重要なんではないでしょうか。先によその市町がやってやられてしまうと、二番煎じではなかなかお客さんも集まらない

ということもあるかも知れません。そういった意味で、阿多田漁協も玖波漁協も非常に直販ということを目指しておるというふうに伺っております。できるだけ、そういった意欲ある、このときを逃さないようにして、当然2漁協も販売という意味では非常にふなれでございますので、先ほど紹介しましたように、玖波のおおたけ水産GOGO市ということの部分で、いわゆる試験的な販売も行っておるようでございますけれども、それは本格的なそういう場所が確保できれば、そのための試験的な運営だというふうに伺っております。

できるだけ、そういう意欲ある業者さんと一緒になって展開をしていければいいんだろうというふうに思います。そのときにはできるだけの支援・協力をお願いをしておきたいと思えます。

それと2点目の、耐震シェルターでございますけれども、この件に関しても、ただいま市長さんの答弁では県下ではまだ取り組みはしておりませんし、来年度から広島市がそういう実施をするというふうに聞いていますので、そういった状況を踏まえて大竹市としてどうかということで検討をしていくという答弁だったと思えます。

大変前向きな答弁でありがたく思っておりますけれども、例えば東京都、これは直下型地震とかが心配されてますから、もう既に東京都の18区8市1町が制度を設けております。ほかにも神奈川県あるいは静岡県、名古屋、そういった東海地区ですね、そういうところの市町も東海地震というものを視野に入れ、早くからこういった制度に取り組んでいるという実態があります。

この近くでは岡山市、あるいは四国もですけども、自治体のほうで何県か取り組みをしておられます。そういった先進地はもう既に動いておりますので、これは去年の6月議会の一般質問、先ほども紹介をさせていただきましたけれども、そのときに検討をお願いしますというふうにお願いをしときましたけれども、その段階でもう少し真剣に調査なりしていただきたいかったというふうに感じております。

できるだけ、そんなに大きな費用がかかるわけでもございませんので、本当にいわゆる地震で家が潰れて犠牲者が出ると、この前のときも申し上げましたけれども、一番大変なのは市の職員であります。熊本地震のときも今の益城町の職員は本当に何カ月も家に帰れないという状況が続いているということでございます。それと、やはり町が本当に暗くなります、活気がありません。そういう状況が犠牲者が出ると起こります。逆に犠牲者が出ないと、壊れたのは悪かったけど、命があつてよかったねという前向きな気持ちになってくると思えます。

そういった意味で、とにかく犠牲者を出さないんだという取り組みを広島県下で広島市が来年度からやるということですから、せめて二番目に廿日市もやっていない、隣の岩国市もやっていない。そういう中で早い時期にこれに取り組んでいただきたいと思えます。よそがやったあとに一番最後にやりますというんでは、やはりその姿勢が問われるのではないかというふうに思いますので、このことを最後にお願ひしまして、それと最後に広島市が来年度からということでありましたけれども、もしそのあたりのどういう要件で、その制度が始まっていくのかということが、もしわかれば御紹介いただきたいと思えます。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 今お話にありましたとおり、広島市では来年度、平成29年度から新たに耐震シェルター設置に対して補助を行う予定であるというふうに伺っております。この耐震シェルターに対する補助を行うという理由としましては、これまでの間、木造住宅の耐震診断であるとか、耐震改修費用の支援を行ってきたところなんです。耐震診断により耐震性がないということがわかって、経済的な理由等によって改修工事まではできないといった声があるということで、今回建物全体の改修はできても最低限命だけは守ってもらおうということで、耐震シェルターに対して補助を考えているということでした。

耐震シェルターに対する補助要件等、詳細はまだ決まっていないということでもございますけども、対象者としては65歳以上の高齢者、また障がいのある方であるとか、またこれらの方と同居している世帯を対象とするということです。あわせて昭和56以前に着工した木造住宅で耐震診断の結果、倒壊する可能性があると思われる住宅等を対象としているということで、補助率、補助限度額については現在検討中であるということでした。

あと、補助対象となるシェルターにつきましては、1部屋全部を耐震シェルター設置するというタイプ、またベッドのようなタイプに対しても補助をする予定であるということでした。

○副議長（田中実穂） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

本当に、地震はいつ起こるかもわかりませんし、行政の使命であります生命・身体・財産をどう守るかということ、やはり訓練だけでなしに実際にどういう形で守っていけるかということをも具体化していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○副議長（田中実穂） 続いて、5番、西村一啓議員。

〔5番 西村一啓議員 登壇〕

○5番（西村一啓） 5番、大竹新公会、西村一啓でございます。

私は3つの質問をさせていただきます。

初めに、質問1として、中山間地の住民の安全で安心して暮らせる対応について、本市のお考えをお尋ねいたします。

これはせんだって公表されました、第5次総合計画の中にもうたっております。中山間地の高齢者、地域の高齢者が安全で安心して暮らせるまちづくり、この3つの中の1つにつきまして御質問をいたします。

御承知のとおり、大竹市は総面積78.66キロ平方、その中でも小方、栗谷、玖波、大竹、松ヶ原の順に広さがあります。特に栗谷中山間地域は28.35キロ平方で、2番目に大きな地域でございます。市域全体といたしましても、36.04%を占める3分の1を占める地域でございます。これら地域の中に本年2月1日現在でございますが、262世帯、総数が492名の市民の方が暮らしております。

この地域は6つの集落から形成されております。私はこの中の集落の中で特に谷和地区、奥谷尻地区、広原地区のこの3つの地域について御質問いたします。この地域は近隣が廿

日市市域に入っております。特に広原地区は飛び地という特殊な地域でございます。当然、昭和29年9月1日に町が形成されて以来、上水道も下水道も配備されておりません。同じ住民として、公平さを私自身は欠いているように感じます。しかしながら、地域の条件としてはそういうものが設置できないということも十分理解しております。

こうした中、最近では住民の方が非常に困っている問題が起こっております。御承知のとおり、地域の周りが廿日市市ということで山林開発等、業者は廿日市市、広島県に申請をいたします。そして法的に書類が整っておれば、どなたでも業者として山林開発の申請が廿日市市に認可をされます。こうした状況の中、最近では詳しく申し上げますと、平成26年1月6日に地域の自治会長のほうに山林開発の要請が突然降ってまいったような状況でございます。

こうした中、別に法律的に問題がなければ問題はありませんが、ただ、そういう地域の谷筋に建設残土の搬入をされるということは、やはりこれから長年かかって建設残土を持ち込む、これは将来にわたって雨水の浸潤により地下水脈に浸潤して、それを地域の住民は上水道がございませんので、地下水として飲料水として利用しているのが現状でございます。

そうした中、行政として他の町、他の地域の申請で何もできませんというのでは、やはり住んでいる住民の健康、そして安全を考えれば、第5次整備計画にも総合計画にもありますように、住民の安全・安心には十分とは言われません。こうした中、私が本市にお尋ねしたいのは、近隣の市町とのそういう開発情報、あるいはそういう開発についての市町での連携、そういうものについて、どのように考えているかをまずお尋ねいたします。

そして2番目でございますが、谷和地区、そして奥谷尻、広原地区は下水道も完備されておりません。今から20年余り前、本市の一部の助成によりまして、下水道のかわりに各自の家庭の浄化槽が設置されたというふう聞いております。これらも20年余りたちますと、設備上耐用年数が経過してまいりました。

当時はおじいちゃん、おばあちゃん、あるいはお母さん、お父さん、そして子供たちと。7人も8人も生活をしとる状況の中でありましたが、今日では1人か2人、高齢者がひっそりと暮らしているのが実情でございます。まして、この高齢者たちは農業に勤しみ、今日の大竹市62年猶予の歴史の中で中山間地の緑豊かな田町を守ってくれたおかげであります。そうした方には一般のサラリーマンのように年金がございません。全て国民年金でございます。しかも満額ではございません。

そうした中、最近では浄化槽の清掃作業、そして1年の1遍のメンテナンス、そういうものが非常に重くのしかかっているのが実態でございます。

そして3つ目でございますが、現在フィーダー交通といいますか、支線交通で大竹市より地域にタクシーの配車等交通の利便をいただいておりますが、最近では高齢者の高齢化といいますか、病院等に行くのにだんだん回数が増えてまいりました。タクシーの負担もありがたいことなんですが、やはりこうした今申し上げました3つについて、本市の考え方をお尋ねしたいと思っております。でき得れば、そうした住民に対し、町場、この沿岸地域と同じように助成金その他ができればと思っております。

続いて2つ目の御質問でございますが、地域の高齢者の子供たちの安全対策等の地域活用についてお尋ねをいたします。

現在、国は認知症対策の一つとして自宅介護を既に打ち出しております。当市でも高齢者の認知症対策はお考えと思いますが、2025年問題で指摘されています戦後21年から24年生まれの団塊の世代の人が後期高齢者の仲間入りをする年でもあります。いつまでもお元気で暮らしているお年寄りの方は何ら問題は生じません。また、見守る家族、親族のいらっしゃる家庭も家族で介護が大変ですが、身内のいる方には問題はないと思われま

す。しかしながら、反面ひとり住まいの身寄りのないお年寄りの場合、認知症を初め病気にかかった場合の対応はどうか、本市として地域の民生委員、自治会への対応等を委ねているのが現状と思います。

このたび平成29年度予算で、公園整備が組まれております。確かに大竹市内には総合公園、中央公園、あるいは街区公園と、58の公園が設定されております。この市役所の沖側にあります晴海運動公園にも1億近い金を投資して大型遊具の設置、また近隣の子供たち、高齢者が集まれる場所等をつくりますが、しかしながら、先ほど申しましたように、高齢者はその場に行けない方もたくさんいらっしゃいます。

しかし、元気で動ける高齢者の方につきましては地域の公園で十分ではないかと思いません。特に、最近ではグラウンドゴルフ等、高齢者が集まって楽しむ場に、プレーはしなくても集まれるという高齢者はたくさんいらっしゃいます。そうした方が見守りをされ、そして元気な姿を見ることによって、家から出てくる。これは長い目で見れば、介護保険の費用負担にも軽減されるように考えられます。

こうした中で、一つの事例として、私は元町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目の公園について御質問をいたします。市内52カ所の街区公園が設置されていますが、その中では地域の公園活用について、地域の子供会、あるいは老人会、自治会が清掃作業などをして、立派に使っているところもあれば、一つには廃れてなかなか利用されない公園もございます。ましてや公園に設置されましたトイレ等、既に改修要望も地域から出ているとお聞きいたしました。

これら、地域の高齢者の楽しむ場所の確保として、公園活用をした運動等のできる場所をつくることで地域の高齢者が集う場所、確保が可能だと考えております。特に高齢者の健康管理につきましても所在確認の役立つものと思ひ、例に挙げました元町2丁目から4丁目にかかる公園について一つのお尋ねをいたします。元町3丁目公園は、市営梅ヶ滝墓地の入り口であります。高齢者の方がプレー後、先祖の墓参りもして帰るとお聞きしております。公園を利用する場合、一部には駐車場も必要かと思ひます。しかしながら市の公園法によりますと駐車場までつくる公園はございません。こうした意味では、現在の元町3丁目公園は、近隣の皆さんが所有する農地あるいは民間企業の所有する関連地もあり、何かにつけて協力が可能ではないかと考えております。

また、元町4丁目の地域公園につきましても、岩国大竹道路建設に伴い一部橋脚もかかるとお聞きしておりますが、元町4丁目の公園は既に水飲み場やトイレの設置、これらが整備されていますが、実際は入りにくく、安全・安心、ちょっと利用するのに不便だとい

うふうに思われる方がたくさんいらっしゃいます。

改めて公園を整備するにつきましても、こうした市内全域の公園でなくて、各地域のキーポイントになる公園の整備は必要ではないかと考えております。本市におけます街区公園の整備計画や利用の改善策についてお伺いいたします。ちなみに、元町地区を先ほど例に挙げましたが、元町2丁目、3丁目、4丁目だけで高齢者の方、65歳以上、あるいは80歳以上の方が528人も健在をしております。全てが寝ている高齢者ではございません。元気な高齢者もたくさんいらっしゃいます。

こうした高齢者の方を一步でも家から出して、地域に集う、これは地域の子供たちも交えて、世代間における交流の場ではないかと考えております。ぜひとも市のそういうことについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

3つ目の御質問でございますが、高齢社会の中で障がい者の子供たちの安全・安心して暮らせる施設設置対策等について本市のお考えをお尋ねいたします。

市内の障がい者が現在利用しています施設、大竹市社会福祉協議会に管理を委託して障がい者の見守り等をお願いしています、さつき作業所でございます。このさつき作業所は、市内の障がい者を預かっているいろいろ作業をしております。数は別といたしましても、全ての障がい児が集まってきておるわけではございません。家庭により、また障がい児本人により、出にくい、行きにくいということもあります。あくまでも自主的に集まりをいただいておりますが、このたび大竹市の小方公民館、現在ある体育館が岩国大竹道路の建設に伴い、撤去されました。その後、一部改修されまして、現在さつき作業所と併用しております大竹市シルバー人材センターが、そういう施設に入るように伺っております。

しかしながら、さつき作業所はあのままでよいのかという疑問が出ております。特に子供たちの安全・安心。私は子供たちだけでなく、この障がい児を見守る両親、既に高齢化に達している家庭もございまして、むしろこうした両親をどうして守ってあげるかということが地域の子供たちの安心・安全につながるものと考えております。でき得れば、こうした両親が入れる介護施設、あわせて子供たち、障がい児が団体、グループで生活できるついの住みかが併設されることを願っております。

また作業所も併設できれば、これほど進んだそういう施設はないものと思います。まだ県内にはそういうものが、因島のほうには民間でございまして、なかなか費用、場所、そして運営管理にかかる人材の不足でできにくいのが実情でございます。

先ほどから申し上げました大竹市のこれからの第5次総合計画の中にあります、安全・安心で暮らせるまちづくり、ぜひこうした施設も必要ではないかと思っております。あわせて、こういう施設ができることによって、他の市町からの移住も可能でございます。これこそ永住促進につながる策の一つと私は考えております。

以上、3つの質問を壇上で終わります。御回答よろしくお伺いいたします。

○副議長（田中実穂） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 地域に暮らす方々の声にしっかりと耳を傾けられ、親身になってみず

から出向いて行かれ、活動される姿勢につきましては、いつも頭が下がる思いでございます。その活動の中からの具体的な御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、西村議員の御質問にお答えいたします。

初めに、中山間地域住民の安全で安心して暮らせる対応についてでございます。

広原地区、隣接地での林地開発に伴う住民の皆様の環境汚染等の懸念への対応ですが、平成27年1月に地区の住民から情報提供がありました。状況を確認するため、開発地の行政管轄区域である廿日市市に照会し、あわせて県の環境保全担当課に報告するなど、関係機関と連携して対応いたしました。

そうした中、平成27年8月に広原地区自治会長を初め、数名の方が市役所にお見えになり、住民の安心・安全な生活を維持するよう、市による支援・協力を求める内容の要望書を提出されました。これを受け、改めて廿日市市に出向き、情報を共有することを確認しています。

また、先般も開発事業者への適正な管理、監督及び指導等を要請する旨の要望書が廿日市市に提出され、本市にも連携・協力されたい旨の要望がなされました。林地開発地の行政管轄区域のいかんを問わず、市民の安心・安全が脅かされることのないよう、その確保に向け県の指導、助言を得ながら、引き続き廿日市と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

次に、飲料水の確保、定期的な検査の実施等についてでございます。

飲料水を供給する施設、いわゆる引用井戸の衛生確保のための水質検査は設置者がみずからの責任で実施することが基本で、自治体は引用井戸の適正な管理等の指導及び、啓発を行います。しかし万が一、引用井戸に有害物質等による汚染の恐れが発生した場合は、自治体が汚染原因の究明、飲料水の確保に当たることとなっています。

したがって、議員が懸念される林地開発に伴い引用井戸に汚染等の恐れが発生した際には、市が各引用井戸の設置者からの情報に基づき開発地を管轄する廿日市市や県環境保全担当課、保健所等と連携し、適切に対応していきたいと考えています。なお、汚染原因が判明した場合には、その責任において適切に対応するよう原因者に強く要請する考えです。

続いて、高齢者、子供たちへの日常生活支援と利便性への取り組みについてでございます。

公共交通については、谷和地区、広原地区において乗り合いタクシーの運行補助を行っています。自治会と運行事業者が行き先、金額、利用日を事前に決めて運行し、個人負担を除いた運行経費の不足分を自治会に補助しています。この事業は、生活路線である大竹栗谷線バスの停留所から距離がある、辺地タクシー補助として実施しており、バスの路線の谷尻地区では現在のところ検討しておりません。大竹栗谷線バスは、より便利で使いやすいバスとするため、平成26年1月に栗谷地区で、平成27年10月には松ヶ原地区で、利用者を中心に大竹栗谷線バスについて考える座談会を開催いたしました。それぞれの座談会でいただいた御意見や御要望を踏まえ、改めて両地区で座談会を開催し、平成28年4月に現在の運行内容に変更したところでございます。

さまざまな御意見、御要望がある中で、その全てにお答えすることができず、個人単位では必ずしも満足できる移動手段とならない場合もあるかもしれません。できる限り便利で使いやすいバスとなるよう努力してまいります。公共交通である以上、利用者全体の利便を考えながら整備することになります。

少し我慢したり、協力したりしながら利用していただき、公共交通を守っていくことが大切だと考えます。当面は変更後の運行結果を検証するとともに、利用者の御意見、御要望を伺いながら、免許やマイカーをお持ちでない方も通院や買い物などの日常生活が維持できるよう努めていきたいと考えています。

次に、浄化槽設備の維持管理等の経費の負担軽減についてでございます。市では生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の計画区域外において専用住宅に小型合併処理浄化槽を新設する場合、申請に基づき補助金を交付しており、県下で最も高い補助額となっています。

あわせて浄化槽の設置に要する資金を無利子で貸し付ける制度を条例化するなど、設置者の初期投資の負担軽減策を講じているところでございます。浄化槽設備の維持管理に要する負担を軽減してはとの御提案でございますが、維持管理費は設置する浄化槽の種類や規格、世帯の構成人数や利用状況、また浄化槽の保守点検や清掃等を委託する業者など、条件により負担額が異なります。まずは、浄化槽設置者の実態等を調査した上で、国・県の考え方や、県内自治体の状況等も十分に参考にしながら、浄化槽設置者の維持管理に要する負担の公平性を検討していきたいと考えています。

続いて、2点目の地域の高齢者・子供たちの安全対策等の地域活用についてでございます。

元町地区の各公園は地域の方の利用を想定した街区公園で、公園配置計画では最も身近な公園です。子供から高齢者まで幅広い年齢層の方が日常的に利用できる公園として整備したのですが、少子化、高齢化が進み、近年では特に高齢者のニーズが高まってきていると認識しています。また、整備から40年近くが経過し、トイレ等の施設が老朽化するなど、利用者にとっては古く使いにくい施設となっている現状もでございます。地元の要望や施設の更新時期も勘案し、順次改修等を検討したいと考えています。

公園利用者のための駐車場整備についてでございますが、街区公園は主に徒歩圏内に居住する人が利用する目的で設置していることから、公園利用のために駐車場を確保することは想定しておりません。また、地区ごとに多くの住民が集える拠点となるような公園の整備については、本市の人口動態や住宅の建築状況からは直ちに公園の拡張が必要な状況にはないと考えていますが、地元自治会の要望や公園の利用状況等を踏まえ、例えば公園に隣接する用地を無償で借地できるのであれば、拡張の必要性と整備に要する費用等も考慮しながら、検討していきたいと考えています。

最後に、3点目の障がい者のための施設設置についてでございます。

まず、さつき作業所の施設整備については長年にわたり利用者の方々から御要望をいただいております。喫緊の課題であると認識しています。昨年の6月定例会でも答弁いたしましたが、さつき作業所の施設整備のほか、アイビー作業所も含めた作業所のあり方について、

運営者である大竹市社会福祉協議会と協議する場を設けており、将来にわたり、地域での生活を実現するために、利用者にとって何が必要であるのか検討を続けているところでございます。

その成果の一つとして、今後も作業所の安定した運営ができるよう、また利用されている方々の能力、生活の向上、社会参加の促進に向けて、平成29年度から就労継続支援B型に移行するために社会福祉協議会から広島県へ申請するとともに、平成29年度当初予算にも費用を計上させていただいているものでございます。

今後は、さつき作業所、及びアイビー作業所の運営の方向性や、立地条件、必要面積等を把握した上で移転先を模索するとともに、グループホームやショートステイなど、地域で生活するために望まれていることの実現に向けて研究していきたいと考えております。

障がいをお持ちの方の御家族が高齢となり、介護が必要になったとき、グループホーム等でお互いが近くで暮らせるような施設はできないかとの御提案については、私もそのような環境を整えばお互いが大変心強く安心して過ごしていただけるだろうと思います。しかしながら、特に高齢者のグループホーム整備は法律や計画による縛りがあるため、自由に建設することができず、早期に障がい者と高齢者の複合的な施設を整備することは難しい状況にあります。まずは、作業所を利用される方がいつまでもこの大竹で安心して生活が続けられるよう、しっかりと御意見をお聞きしながら取り組んでまいりたいと考えています。

以上で、西村議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（田中実穂） 西村議員。

○5番（西村一啓） 御丁寧な御回答ありがとうございました。

私は1つ目の中山間地の栗谷地域の浄化槽について、もう一度御質問をさせていただきます。

別に全てが20年前にさかのぼって、市の無利子の助成金云々というんではございません。私も昨年1年いろいろ訪ねて調査をしてまいりました結果、実は谷和地区が11世帯、奥谷尻地区が11世帯、広原地区が17世帯、合わせて39世帯の方がそこで暮らしております。

そして、まず一番大事なことは、先ほども質問の中で申し上げましたが、大人数で過ごしている御家庭が今は本当に1人か2人になっております。高齢者のため、朝から飲んだり食べたりするわけじゃございません。トイレも風呂場も、それから炊事も、用水いとか、使用の水量は減っております。

そうした中で、今現在も10人槽、8人槽の浄化槽の1年のメンテナンス費用を負担しているのが実情でございます。逆に栗谷の大栗林、小栗林、後原等の3地区は集中浄化槽でございます。金額で申し上げますと、大栗林、小栗林、後原等の集中浄化槽では、1軒当たりが年間2万7,060円ぐらいの負担でございます。しかしながら、谷和、奥谷尻、広原地区の1軒当たりの、そういう検査を含めてですが、6万9,324円でございます。約倍ちよっとの数字の差がございます。

地域の住民は決して本市によりすがって、安くしてくれ、ただにしてくれというわけではございません。せめて、栗谷地区、言いかえれば、中山間地域の栗谷地区として標準化

といえますか、集中浄化槽なみの費用にはできないかということをごさいます。願わくば、その差額分が助成金にという住民の思いかもしれません。

しかしながら、個人個人への助成金はもう既に無理かもわかりません。せめて地域単位で助成金ができればなという思いがあります。これも浄化槽を設置した方が、これから個人的には随時取りかえていくということになれば、何十万単位のまた作業が出てきます。そのときよりは、あらかじめ、地域の声としてそういう助成金ができないかという思いがあります。

そして、もう一つ問題があるのは、既に20年余り経過していますが、設置した当時、どういう形であつたのかわかりませんが、契約業者がそれぞればらばらでございます。だから金額によっては、同じく7万8,370円もあれば、10万5,370円の業者もいらっしゃいます。お年寄りには生真面目で真面目な方がたくさんいらっしゃいますので、それが当たり前だというような思いがありましたが、最近では地域に子供たちが土日ではありますが、帰ってきた中で、そういう経費について話し合ったところ、そういう差が出てきたと。しかしながら、今さらどうこうじゃないけど、せめて年金暮らしの父母の負担が少しでも少なくなるように、地域全体で栗谷地区として何か施策の方法は市のほうにないでしょうかということをごさいます。

それから、2つ目の地域の子供たちの高齢者の健康対策と地域公園活用についてでございますが、先ほど申し上げました52の街区公園の中でも玖波、それから黒川、三ツ石、小方、御園、いろいろあります。確かにいろいろ使っております。特に元町は、私もその一人でございますが、あそこに700から800の墓地がございます。また周辺にも大竹市では…

○副議長（田中実穂） 西村議員、済みません。一問一答であれば、最初の質問での答弁を。

○5番（西村一啓） 失礼しました。それでは最初の1問の御回答をお願いいたします。

○副議長（田中実穂） 環境整備課長。

○環境整備課長（田中英徳） 浄化槽の件でございます。今回、西村議員のほうから総括質疑、通告をいただきまして、私どものほうでも改めて合併処理浄化槽、これの維持管理に要する経費と農業集落排水処理施設、これの使用料についてということでモデルケースとして試算を行ったところです。

合併処理浄化槽につきましては、先ほど議員さんのほうからも話がありましたが、県が登録をした点検をする業者、こちらのほうで年3回行います。また、汚泥等を抜き取る清掃、それと年1回の法定検査、これらを合わせた金額が維持管理に要する経費になろうかと思ひます。一方で、農業集落排水処理施設、これについては世帯割の基本使用料とあわせてその世帯の人員に応じた使用料、これを加算をしたその総額、これがいわゆる合併処理浄化槽と同じように維持管理に要する経費になろうかと思ひます。

私どものほうで行ったところによりますと、市長の答弁でもありましたが、その委託する業者、あるいは規模、これによって維持管理に要する経費、これに差異があるところですが、2人までの世帯であれば議員がおっしゃられるように確かに負担額が合併処理浄化槽のほうが大きいと。ただし3人を越えた場合は逆に農業集落排水処理施設、こちらのほ

うの負担が大きいという状況になりますので、こういったことも踏まえた中で全体的に考えていくべきかなど。受益者負担の原則、あるいは負担の公平性の原則、そういった中で慎重に考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

それと、先ほど申しました法定検査、これにつきましては定額で一律に5,000円となっております。この法定検査については、公共用水域、これの水質汚濁、これを防止をする観点からということで義務づけられております。これについては、国・県のほうが環境保全の観点から、いずれの自治体においても受検率、これを向上させなさいというふうに指導が入っております。仮に、補助制度等についてということで、導入を考えるとということになると、議員さんがおっしゃった差額の分というのは利用の状況等、世帯の状況等によってその差額を負担をするというのは公平かどうかということがありますので、仮に補助をするということであれば、この法定検査費用、これの一部なりを補助するとか、そういったことが考えられるのかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（田中実穂） 西村議員。

○5番（西村一啓） 御回答ありがとうございます。

私の手元にも、今8人槽が課長さん言われたように5,000円ですが、10人槽は7,000円というのが集金されとるということで、これは後日また改めてですが、こうした中で先ほど言われましたように、受益者負担、当然のことですが、でき得れば、地域の高齢者の負担軽減がいろいろな意味でできればという、地域の要望でございますので、どうしてもそうしなければいけないということではございません。ぜひともそういうことを含めて、今後ともまた、再度考えて地域の皆さんと話し合いをしていただければと思っております。1問目の質問は以上で終わります。

続いて、2問目の質問に移ります。

先ほど申しました地域の子供たち、高齢者の健康対策の地域公園の活用でございますが、確かに市の公園法に基づきますと、駐車場つきという、または駐車場云々ということはありません。しかしながら元町3丁目の公園は、二級河川の秋葉川が流れております。そして、あの手狭な道を墓地のほうに参る参拝客が、盆暮れは別ですが、通常でもたくさんいらっしゃいます。せんだって、グラウンドゴルフをしておる中で軽四が落ちましたという声を聞きましたし、そういう意味で安全対策上、公園が必要なのかなど。

ただ、公園の中に駐車場が必要なのかということは、公園云々でなしに、あの地域は確かに手狭な地域でございます。そして、家を建てて住む場所ではないように地域の地権者は言っております。そうしたところ、近隣の農地、その他畑等を耕している高齢者の方が高齢化して、やがて放棄地になるということならば、行政のほうで何か手を差し伸べる手はないだろうかという私の素朴な質問でございます。もし御回答ができればお願いしたいと思います。

○副議長（田中実穂） 答弁を求めます。副市長。

○副市長（太田勲男） 先ほど市長が答弁しましたように、いろいろな課題を抱え、市としてもいろいろ考えているところではございますが、実際問題としてさてどうするか。今、

新しい言葉として耕作放棄地になった場合どうなるかということも御発言の中にございました。それを含めましてまた公園、市長も先ほど申ししたと思うんですが、無償でその公園を市に貸与するとか貸し付けてもらえるとか、そういうようなお話が出てくればまた別の話になってくるのではないかと思います。

各公園が抱えている課題、各公園の設置目的、その辺等も十分考えながら対策を立てていきたいと思っております。先ほど言われたこれについては、秋葉川という川も隣接しております。地区指定もされておるような川でございます。これについても検討しながら、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（田中実穂） 西村議員。

○5番（西村一啓） ありがとうございます。

私が借りてくるということではございませんが、地域の地権者もそういう希望が多いというのは、せんだって地域を回ってみて確認をしてまいりました。ただ本当に市が借りるかどうかは、私が市の側でございませので、回答は避けましたけど、地域の人はそういう思いがあるということだけは伝えてくださいということでもございました。ありがとうございました。

それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。

高齢社会の中で障がい者の子供たちの安全・安心について暮らせる施設等についてお尋ねをということで先ほど回答をいただきました。

実は最近では、民間の法人組織であります、社会福祉法人等がいろいろ地域に出てまいりました。皆さんも御承知のとおり、出てくるのはいいんですが、中にはおかしげな組織もございませ。それぐらい今人材が不足しているのが実態でございませ。

これから本市もそういう子供たちのための両親のそういう介護できる施設、または子供たちがグループホームとして使える施設、そういうものをつくる時に全て本市で賄うということできなしに、外部の業者に委託するお考えがあるか、あるいはまたそうした意味で市内のいろいろ取り沙汰されております施設が、あるいは場所がありますが、それは別としても、外部から来られる方がそういうことの要望があるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○副議長（田中実穂） 答弁をお願いします。福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） 外部からの委託の気持ちがあるのかという御質問だったと思うんですけども、なかなか公設で賄うのは難しいとは考えております。また、運営をする上でもノウハウというものを持たない市のサイドといたしましては、実現するためには多かれ少なかれ民間の方との連携を持たずして、なかなか実現はないのではないかとはおおるところでございませ。

外部の方の要望はあるのかという御質問ですけども、直接的な御要望はいただいておるわけではございませ。ですが、市のほうからいろいろさまざまな外部の民間に対して御意見等は伺っているただ今でございませ。

以上でございます。

○副議長（田中実穂） 西村議員。

○5番（西村一啓） ありがとうございます。

いろいろ問題があるんですが、最終的には子供の幸せが基本でございます。ぜひともそうした子供たちが安全で安心して暮らせるまちづくり、これも第5次総合計画の一つでございますので、ぜひともそういうものについての努力を今後お願いしておきますので、以上で質問は終わりいたします。ありがとうございます。

○副議長（田中実穂） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は15時ちょうどを予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

14時46分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

続いて12番、細川雅子議員。

[12番 細川雅子議員 登壇]

○12番（細川雅子） 12番、大竹新公会、細川雅子でございます。

今回の一般質問及び予算の総括質疑では、さまざまな計画行政を進める中で、平成29年度において優先順位が高く、今後も重点的に進めることが必要と思われるものについてお尋ねいたします。

事前通告では障がい者の地域生活支援拠点の整備についてと、大竹市第5次総合計画、後期基本計画における重点目標についてと2つにまとめさせていただいておりますが、通告書の書き方が余り適切でなくて、少し説明させていただきますが、質問の1つ目は障がいがある方々の暮らしを支える拠点整備、それについてはそのままでございますが、2つ目の後期基本計画における重点目標については、これからのまちづくりに必要な地域力をどのように向上させていくのか、さらに定住促進を進めるための情報発信のすぐれた道具としてホームページが有効に活用されているのか、平成29年度に行います、機構改革との関連でお尋ねいたします。

最初に障がい者の地域生活支援拠点の整備についてお尋ねいたします。

本市の障がい者施策は現在第2次障がい者基本計画、これは基本計画の期間が平成27年度から平成32年度となっております。さらに、具体的な実施計画である第4期障害福祉計画に基づいて行われています。本来であれば、基本計画の中間年度である平成29年度に向けて、計画の到達度と課題について総合的に問うタイミングだとは考えております。

しかし、基本計画について広く問うよりも、むしろ本市の障がい者施策を推進する上で大切な役割を果たす個別事業である進捗状況の確認をすることで他の施策にも弾みがつくことを期待して1点のみ、地域生活支援拠点の整備についての質問とさせていただきます。

地域生活支援拠点は障がい者の重度化、高齢化や、親なき後を見据えて居住支援のため

の必要な機能を備えたもので、相談や体験の機会、緊急時の対応などをするものです。国の計画では、平成29年度までに障害福祉圏域または市町に少なくとも1つ整備することを目標としており、本市も同様の目標で計画を進めてまいりました。

繰り返しになりますが、地域生活支援拠点に必要な機能として、国は以下に紹介する5つの機能を全てを設けるものとしております。

1点目の相談事業、これは地域への移行支援や地域への定着支援における諸事情の連絡体制や緊急時の相談支援、また親からの自立などに当たっての相談や家族からの相談に応じる機能です。

2点目の、ひとり暮らしなどの体験の機会や場ですが、これは地域での生活や親から自立するに当たって、グループホームや障害福祉サービスの利用とか、ひとり暮らしの体験や機会の場を提供するものです。

3点目の、緊急時の受け入れですが、地域で生活する障がい者の急な体調不良や家族などの急病に備えて短期入所などにおける緊急受け入れや医療機関への連絡など必要な対応を行うものです。

4点目の、専門的人材の確保、養成、連携では、医療的ケアが必要な方や高齢になった障がい者の対応について、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な人材の養成を行うとなっております。

5点目に、地域の体制づくり。これはコーディネーターの配置などにより地域の障がいのある方々のさまざまなニーズに対応できるサービスの提供やそれらを提供できる地域の体制の整備のことを言っております。

以上の5点ですが、これらを同時に整備できない場合には、地域の実情に応じて創意工夫により整備し、結果として障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが大事だとされております。

私たちは、障がいのある方々が地域で暮らすためには、すぐにグループホームの整備が必要だと言いますが、もしあしたグループホームができて、すぐに入居可能な方は少ないと思います。親元から離れて暮らすためには、親も子も両方とも自立への心の準備が必要ですし、さまざまな体験を重ねながら必要な支援を具体化していく作業も必要となります。そのための相談体制とか、人材育成、地域の支援体制づくり、体験の場などが欠かせません。

私は平成27年12月の一般質問で具体的な整備方法についてお尋ねいたしております。そのときの御答弁では、同じ圏域である廿日市市と情報交換をしながら取り組んでいきたいというお答えでした。さて、来年度平成29年度は計画最後の年度となります。当事者の方々からは、廿日市市との西部圏域ではなく、身近な大竹市内に支援拠点を整備していただきたいとの要望を聞いております。

拠点整備に関して、現在の大竹市の資源の洗い出しや当事者や関係団体などのニーズ把握、また課題の共有化の作業はどのように進んでおりますでしょうか。

2点目に、優先的に整備が必要な事業は何で、どのような拠点を整備するのか、整備方針は定まりましたでしょうか。その上で平成29年度、何をどのように進めていかれますか

しょうか。

以上3点についてお尋ねいたします。先ほど質問された同僚議員とかなりかぶっている部分もございますが、今一步踏み込んだ御答弁を期待したいと思います。

次に、大竹市総合計画基本計画における重点目標についてお尋ねいたします。

平成28年度から、わがまちプラン後期基本計画がスタートしています。大竹を愛する人づくり、行政・社会の仕組みづくり、定住促進を重点取り組みとして施策展開してまいりました。

このような中で市長は来年度、総合計画後期基本計画の重点取り組み施策を推進するため、機構改革に取り組むと発表されました。その中で大きく変わるのが、高齢者施策を推進する部門です。地域支援係を創設し、介護保険及び地域包括ケアシステムの構築を前面に打ち出して、高齢化が進む市内各地域に支え合いの仕組みづくりを推進する係となると聞いております。

今、私たちの町は時代の変化によるニーズの多様化が主な理由かとは思いますが、地域のコミュニティの希薄化が進んでいるように思います。主に、沿岸部の地域では自治会の組織率が減っているとか、自治会役員の担い手がなかなか決まらないなどといった悩みをよく聞きます。これらは減少の一つで、防災、防犯、福祉、教育など、さまざまな分野で必要となる地域の課題を地域の方々に力を合わせて解決する力。これを地域力と呼ぶそうですが、これが落ちてきていることを実感している方は多いのではないかと思います。

私は最近ですが、地域力が落ちてきたのは地域の高齢化と連動しているのではないかと思う節があります。今現在、市内各地域の自治活動の中で、またボランティアや生涯学習活動など、これらの主な担い手は70歳代の方々が多く見られます。どの会に聞いても若い方々の加入が少ないと言われております。

メンバーの高齢化は避けられないとしても、高齢化のその後のことに向けての準備が必要となると考えます。さまざまな要因で地域の力が落ちてきている昨今ですが、現在国をあげて対策に力を入れているのが、高齢者福祉の分野です。地域にお住まいの高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で、その方の能力に応じて自立した日常生活を送ることができるように、住まいや医療、介護などのサービスや支援が一体的に受けられる仕組み、地域包括ケアシステムをつくることに力を入れております。

本市においても、団塊の世代の皆さんが後期高齢者に突入するまでの2025年までの数年間で地域包括ケアシステムを各地に構築するとなれば、待ったなしでシステムづくりの作業が迫られます。この体制づくりに今まで取り組んできたこと、その到達状態と状況と課題、今後の見通しについて、またこのたびの機構改革によって変わる事、変わらないことなどをお尋ねしたいと思います。御答弁よろしく申し上げます。

もう一つが、総務部の情報広聴係の新設です。平成29年度より、広報統計係から、ホームページと市広報などの情報発信の仕事を切り離し、企画係が担うこととなると聞きました。この情報発信は、市の定住施策を進める上で大きな役割を担っていると考えています。特にホームページは、単に市の情報を掲載するだけではもったいない道具です。市民が対象である市広報と違って、世界中の方々に見ていただけます。さらに盛り込める情報の量

も桁違いに多くなります。ホームページを開く方々は自分の意思で大竹市の情報を見に来るのです。それらの特性を生かした情報発信ができると考えております。

市は平成27年度の末にホームページのリニューアルをして子育て支援に関する専門ページをつくりました。そろそろ1年を迎えますが、どのように利活用されておりますでしょうか。その評価をお聞かせください。また、このたびの組織変更によって企画係の中に入ってしまうことで、日々の業務の中で情報発信の部門が埋もれてしまうのではないかと危惧しております。今後の展開についてのお考えを御紹介いただきたいと思っております。

以上、壇上での質問は、第一に、地域生活支援の拠点整備の現状と課題について。第二に、機構改革に絡めて、地域包括ケアシステムの構築の状況と市のホームページのリニューアル後の評価と今後の展開についてを壇上での質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、求められております地域の力をどのように育てていくのか、そういう視点で御質問をいただいたというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、地域生活支援拠点の整備の状況についてお答えいたします。

平成27年3月に策定した大竹市第4期障害福祉計画におきまして、計画期間中に地域生活支援拠点を整備することにしており、御質問にもありましたように平成29年度が最終年度となります。障がいのある方々が住みなれた地域で生活し続けるために必要な支援とはどのようなものか。これまでそのあり方を検討してまいりました。

その結果、総合的な相談機能、居住の場としてのグループホーム等の社会的資源が本市には不足していることから、まずは、広島西障がい保健福祉圏域を構成する廿日市市と連携する方向で協議を進めてきたところでございます。

廿日市市との1年間の協議において、両市の現状における問題点を共有した結果、本市の障がいのある方が地域で生活する上で必要な社会的資源が、廿日市市においても充足しているという状況ではなく、利用するには厳しい現状も見えてまいりました。また、社会的資源の充実度の違いから、本市と廿日市市とで、圏域での整備に対する考え方について、統一した方向性を見出すまでには至っておりません。しかし、引き続き両市での協議を継続させ、圏域における拠点のネットワーク構築につなげてまいりたいと考えております。

地域生活支援拠点の整備については、全国的に成果が上がっていないこともあり、厚生省では次期計画への移行を検討しているようでございます。難しい問題であると認識しつつも、大竹市自立支援協議会の各部会の意見を踏まえながら、今後は本市の現状に応じた必要な資源を順次整備していきたいと考えております。

次に2点目の大竹市総合計画後期基本計画における重点目標についてお答えいたします。

まず、地域力の向上についてお答えいたします。わがまちプランでは大竹を愛する人づくり、行政・社会の仕組みづくり、定住促進を前・後期基本計画を通じての重点取り組み方向とし、この視点で実行する施策を重点取り組み施策として取り組んでまいりました。

中でも人口減少、高齢化、少子化などにより、地域におけるつながりが希薄にならないことや、高齢者がいつまでも地域で元気に暮らせることを視点に、市民自治や健康予防、地域福祉の施策を推進してきたところでございます。

このたびの機構改革においては、この重点取り組み施策の一つである地域福祉を推進するため、健康福祉部に地域介護課を設置することとしました。地域福祉は広く市民の皆様が対象となりますが、超高齢社会を迎え、地域にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がふえている状況から、まずは多くの高齢者が生きがいを持ち、住みなれた地域で自立した生活を続けることが必要になります。

そして、地域の中に支援を必要とする高齢者がいる場合、住民がお互いに支え合える地域をつくることを目的として、地域包括ケアを推進する体制としたところでございます。これまでは地域固有の課題を発見するための取り組みを進めてきましたが、発見した地域課題の解決に取り組もうとする人がいるだけでなく、それにかかわる人がふえてこそ、地域づくりにつながります。

そのため、地域における人づくりが大切になってまいります。人材を見つけ出し、動機づけを行い、担い手を育成していきたいと考えていますが、自治会などの団体が担い手となることもありますので、個人だけではなく、団体への働きかけにも力を入れていきます。

現在、法的に位置づけられている地域包括ケアでは、高齢者のみを対象としておりますが、将来に向け、あらゆる世代を含めた地域づくりを進めるには、取り組むべきことが幾つもあると思います。まずは新たな組織で地域包括ケアを推進したいと考えております。

次に、ホームページのリニューアルについてお答えいたします。

本市の公式ホームページは高齢者や障がいのある方を含む全ての人に利用しやすいホームページを目指すとともに、スマートフォン専用サイトを新設し、平成28年3月1日にリニューアルいたしました。従来のホームページにはないものとして、大竹市を紹介する大竹市の魅力いっぱい、子育てに関する情報を集約した子育て情報ページを新たに特集サイトとして設け、情報を発信しているところでございます。

ホームページのリニューアルは、まち・ひと・しごと創生総合戦略における情報発信力の向上の施策の一つとして実施しましたので、昨年度末、大竹市総合戦略推進会議で整備に関する評価をいただいております。

いつでも見やすいスマートフォンでの対応については評価をいただきましたが、一方で住んでいる方には見やすいが、市外の人が見たときにはどうか。定住してもらおうとしたときに市外の人にも意識した形のホームページが必要ではないか。また、子育て情報ページなどの特に見てもらいたいページをどれだけの人が見たかといった指標を考えてはどうか、などの御意見をいただいております。

リニューアルから1年が経過いたしましたので、推進会議の意見も参考にしながら定住促進、観光及び子育て支援に役立つ情報発信が十分であったかを検証し、今後の情報発信に役立ててまいります。

以上で細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） それではここからは、一問一答形式で質問させていただきます。

まず最初に、障がい者の地域生活支援拠点の整備についてお尋ねいたします。

今までの整備に当たっての動きについての御紹介をいただきましたところでございます。大竹市に今ない事業として、相談事業ともう一つグループホームの設置が優先順位が高いのではないかと、それに向けて廿日市市と協議をしてきたところ、なかなか西部圏域としての利用はハードルが高いという結論に達しているのかなといった印象でございました。市長の御答弁の中では、今後お互いにサービスの利用ができていけないか、隣り合わせのまちですので相互利用ができないかとかネットワークの構築をしていくといった御説明でしたが、ということは、廿日市とはネットワークをつくりながら、お互いに利用できる場所は利用して情報も交換し合いながらより使いやすい体制にとっていく。大竹市の中では地域生活支援拠点を整備していくという方向で、そういう方向にかじを切ったのかなという印象を受けましたが、その点について再度お願いいたします。

さらに、廿日市市とは相談事業及びグループホームのことで主に協議をしてきたようですが、今まで当事者の方々と話をする中で、今後かじを切った中で大竹市で整備していく優先順位の高いサービスというのはどういったサービスになるのか、再度になると思いますが御答弁お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） まず第1点目に、今、大竹市としてどのように考えているかという御質問だったと思うんですけども、委員より今御質問ありましたように、廿日市は社会的資源も大変に整っている市でございまして、大竹市がその俎上に、同じ土俵に上がるには余りにも大竹市の社会的資源がないというところで、市長が今御答弁させていただきましたように、大竹市は大竹市で同じ土俵に上がれるだけのものを大竹市にも整えたいという思いが強くなっているところでございます。

ネットワークという件に関しましては、大竹市に、近くに住むという設備を整えたいというふうに考えますけれども、選択するのは各当事者の方々御自身でございまして、例えば廿日市特別支援学校を御卒業された方が一緒に学んだ友達と一緒に自分は廿日市のほうの施設を利用したいという方もいるやもしれません。そういうときに、今でしたら個別にその作業所なり施設なりを当たるしか方法のないところを、ネットワークがきちんとできていれば、また、相談業務がともにネットワークの中で活用できれば、自分は廿日市のほうに行きたいんだけどもという方の御要望にも、今よりももっと簡単に、もっと利便性がよくお応えできるのではないかという意味で大竹市は大竹市で整備したいけれども、加えて廿日市との広域とのネットワークも今まで以上に整えていきたいと思っている現状でございます。

2点目につきまして、では大竹市として何を整備しようとしているかという御質問だったと思うんですけども、自立支援協議会の各部会、また、さつき作業所の保護者会等に出ささせていただきました。口々におっしゃっていただきました第1点目は、やはりグループホームでございました。ですけれども、議員が今お話しくございましたように、グループホームにすぐ入れるかといいますとなかなかそうはまいりません。施設にもまずなれる

こと、親元から離れる訓練、そのほかも含めましてショートステイの施設も必要であると思いますし、もちろん何よりも、何事につけても御相談をお受けできる相談業務の機関拠点が一番ではないかと考えております。またほかにはA型作業所であるとか、さまざまな御意見をいただいておりますけれども、1つずつでも順次、また、一番近くに、御要望のところに設備が整うことを担当者である私どもも切に願っているところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 今までの大竹市のスタンスでしたら、サービス事業所は大竹市になければならないという、必ずしもそうではないといった雰囲気の問題があったんですけどね、このたびは明確に廿日市レベルまで行かなくても、廿日市と協議をしていく上で、そこそこの立場で協議ができるまで大竹市のサービスと引き上げていくと、そういった御答弁をいただきましたので、非常に心強い御答弁だったと思います。

今後、整備していくサービスに関しましても、幾つか明確な作業した上で明確になってきていると思いますので、今後は1つずつ整備に向けての動きを平成29年度はつくっていくんだと思います。

先ほどの御答弁でちょっと気になったのが、国が次の計画まででいいというふうには先延びしたのでと言ったのが非常に気になったんですけども、国は、これは全国的な状況を見て先延ばしをしたというふうには聞いております。かといって国が3年延ばしたら大竹市も3年後でいいというふうには多分思っていらっしゃらないと思いますが、一応確認してみたいと思いますので、そこをお願いします。

それともう1点、今後、具体的に事業を整備していくことになると思います。先ほどの同僚議員の中での質問の中で、もう既に答えが見えているとは思いますが、考え方の中で大竹市が公設、公営でやっていくのか、それとも民間のノウハウを生かしながら民間のほうにやっていただけるのか、もう一度、再度になると思いますが、今のお考えをお聞かせください。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（米中和成） 決して3年後まで待つということではありませんので、できるだけ早く取り組みたいと思います。

先ほどの西村議員の御質問にちょっと関連していると思いますが、地域生活事業、地域生活支援拠点の整備ですね、その部分については、先ほども申しましたように優先順位としてはやっぱり相談機能が大事だと思います。大竹市内ですね、身近な所で相談をできる場所があるのが一番だと思います。

それをちょっと今、次の優先順位としては、福祉課長からも話がありましたように、親御さんたちは、自分たち亡き後の子供の生活の場ということでグループホームをすごく望まれております。ただ、これを整備するに当たってですね、市のほうで直接できるかということになってくると、なかなか難しい面があると思います。公務員が直接するというようになってくると、なかなかサービスを提供するということになりますので、非常に難しい部分もありますので、その部分については、今までは大竹市に来ていただくというの

をですね、期待しながら政策を進めていくということでありましたが、やっぱりそれだけではできませんので、こちらからもアクションを起こしていかなきゃいけないと思います。ですから、そういう運営ができる社会福祉法人さんをですね、積極的に来ていただくというアクションを起こしていきたいというふうに考えております。ただ、これもサービスの提供でありますから、その前提としてですね、やっぱり財源の確保ということにも十分私たちが検討していかなきゃいけないので、どの程度の規模のサービスを、大竹市の規模であれば、どの程度のサービスの提供ができるかというところも十分考えていかなきゃいけないし、そのための財源も措置もしなきゃいけないし、あわせて、なかなか大竹市だけでサービス提供できないのであれば、やっぱり廿日市ともですね、同じ圏域でありますので連携してやっていく部分も出てくるんじゃないかというふうには思っております。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 今、部長から財源の話が出ましたが、間違ってるといけないので一応確認したいんですけども、これはサービスを提供するっていうか、障害福祉、自立支援サービスの給付のほうの財源ではないというふうに受けとめております。新たな事業所をつくるための財源の問題だと思っておりますので、そこは確保に関しては努力をしながらというふうな御答弁だっただと思いますので非常にうれしく思います。しっかりと財源を確保して優良な、恐らく社会福祉法人になるのではないかとと思っておりますが、しっかりとしたノウハウを持った安定的に事業をしていただけたところに、今後の大竹に足りない、ぜひ大竹に欲しい事業を任せていくという方法でやっていただきたいと思っております。

ちょっとこれは紹介にはなるんですけども、実はまた先ほどの同僚議員の中で、社会福祉法人がいろいろと問題が起きて、大竹市でも保育所の関係ではちょっと気になることもありました。そういったこともありまして、社会福祉法が改正されております。これはだから今言ったような社会福祉法人のガバナンスの強化というのが主な改正理由とは聞いておりますが、その中に財務規律を強化して行って社会福祉事業に計画的な再投資をしていくと。要するに、しっかりと社会に役に立つ事業をしていきなさいということだと思っておりますけれども、また地域における公益的な取り組みを実施する責務というふうに書かれておりまして、今まで以上に財務体制をオープンにして、しっかりと地域貢献していく事業をしなさいというふうに私は受けとめております。この平成29年度からというふうにきております。今、いろいろな社会福祉法人が、法に基づいてどのように地域貢献をしていくのかというのを考えておられるところが随分多いというふうに情報を聞いておりますので、このチャンスを逃さずにしっかりと財源についても努力していただきながら事業の整備をしていただきたいと思いますと思っておりますが、ただ1つだけ心配な部分は、やはりどれだけ信頼できる、安心できる社会福祉法人に来ていただけるかと、そのための考え方やですね。そこについて考えがあればお願いしたいのと、また市だけが一方的にここがいいと思ってるだけでは、やはり今後長くいていただくためには、当事者とか当事者団体の皆さんも納得していただけるような法人に来ていただければと思っておりますが、それらの意見を吸い上げて反映していくという方法についてお考えがあればお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） どれだけ信頼できるか、当事者の方が安心できるかという御質問だったように思うんですけども、いずれにいたしましても公募になると思いますし、その公募をかける上で、どのような規制と申しますか、こちらのほうがどのような条件をつけていくかというところで信頼性と安心性を確保するのではないかとってはおります。

その前段階として私どもができますことは、一番に当事者の方にお声を聞いておられる大竹市の信頼できる相談業務を携わっている方に、どのあたりの法人さんが一番信頼し、また安心できるかというところは常々伺っているところではございます。

議員おっしゃいますように、本当に私どもが一番願っておりますのは、1人の方がどんなことがありましても決して迷うことなく最後まで望まれた所で、望まれた生活ができるという環境を整えさせていただくことが責務と思っております。そのところがかなえられる法人にぜひとも進出していただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 非常に踏み込んだ御答弁ありがとうございます。かなり具体的に真剣に平成29年度はというふうにご考えておられるようですので、また予算特別委員会もでございますし、今後の推移などもしっかりと見守っていかしていただきたいと思っておりますので、どうぞ、今のお気持ちのまま整備に進んでいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

次に2点目について幾つかお尋ねいたします。

実は、このたび機構改革に絡めて地域力についてということでテーマにさせていただきましたのは、新しい係ができることによって地域ケアシステムの整備ということで、高齢者の介護の問題ばかりに、そこをどう支えるのかということだけに視点が行ってしまうんじゃないかと、視野がすごく狭くなってしまうんじゃないかという不安がございました。地域に行けばさまざまな課題がございます。きょうも朝から同僚議員からいろいろと地域課題についての質問が出ておまして、それらを地域の中でやっぱり解決していく力を育てることが市役所の役割でもあるかなと思っておりましたが、市長のほうで、先ほどの御答弁で介護だけではなく、さまざまな地域課題に応えられるようなという視野が必要なんだといった御答弁いただきましたので、非常に安心はしているところではございますが、ただ気になるのが、恐らく現在は社会福祉協議会の中に地域生活支援コーディネーターを配置して、そこと連携しながらどういったシステムをつくっていくのかというのを進めてると思うんですが、厚生労働省によりますと、地域支援コーディネーターの役割というのは、あくまでも、という書き方してるんですけどね、高齢者の生活支援と介護予防の基盤整備を推進することにあると明確に書いてあるんですよ。これをしていくとそれ以外のことはね、余分なことだからやらなくてもいいといったことになるんじゃないかと思っ心配なんですけれども、これが市に1人の高位の地域生活コーディネーターの場合には、かなり介護のほうにどうしていこうかということもできると思うんですけども、今後はそれぞれの小地域、自治会とか、少し大きくなって小学校区単位とかぐらいの地域

の中にも地域生活コーディネーターができる方を配置しながら、地域の中の助け合いのシステム、人育てをどうしていくのかって出てくると思うんですけども、話す地域の方は介護のことだけじゃございません。そこにいるリーダー的な存在の方が地域の方と色々な課題を解決しようとしていくときに、これは高齢者の問題ではないのでやらんでいいとか、そういう話は持ってこなくてもいいといった中身になってしまうと、せっかく育ってきた地域が、こんな課題もあるのにこれはどうしたらいいんだろうっていうように悩んでしまうんじゃないかと気にしております。そこら辺の小地域に出てくるいろいろな地域課題を解決していく、これからリーダーをつくっていくときに、どのようなリーダーに対する支援とかね、そういったものを考えておられるのか、リーダーの方がやってくれそうな方が1人いるのでさあやりなさいって言われても、そういった日々の悩みの中ではなかなか立ちどまることも多いと思うので、そこに対する支援については、地域支援係が主にやっていかれるということによろしいんでしょうか。ちょっと考えがあればお願いします。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（米中和成） 生活支援コーディネーターのお話ございました。先般の生活環境委員協議会の中で、平成27年度からの介護保険の制度が変わりましたよと、その中で地域支援事業の見直しがありました。新たに新しい介護予防・日常生活支援総合事業ができましたのでということで御説明をさせていただきました。この中に、地域生活支援事業の中にもともとありました包括的支援事業というのがございました、その中で平成27年度の改正と同時にですね、地域ケア会議の留置とか、あるいは在宅医療介護連携の推進、あるいは認知症施策の推進、もう1つ、生活支援サービスの体制整備というのがありまして、これは平成30年4月からは体制を整備していかないけんということの、うちの場合、第1層の生活支援コーディネーターが社協のほうにございます。今、言われているのは、それぞれの地域包括ケアの範囲の中でのそういうコーディネーターさんが必要じゃないでしょうか。介護保険法の中でいえば、そういうコーディネーターさんはお年寄りの関係だけなので、ちょっとどうなんですか、それ以外の地域の方々もいっぱいあるんだから、その課題解決するためのコーディネーターも必要なんじゃないでしょうかというお話があったんだと思います。確かにそうだったと思います。例えば地域の課題につきましても、先ほども西村議員の御質問ありましたように、お年寄りの交通手段とか買い物支援とかいろいろあります。これお年寄りのということだと思んですが、ただ例えば交通政策というのはお年寄りのことだけじゃないですね、それ以外の方にも関係してくるものなんです。ですから地域ごとに生活支援コーディネーターをつけたとしても、地域包括ケアイコール介護保険ではありませんので、介護を通じた、ケアを通じたまちづくりになりますから、その部分については、必ずしも生活支援コーディネーターがお年寄りの関係だけ課題解決の取り組みだけにやっていくということはないと思います。

じゃあ、どういう人を選んでいくかと、これは今から担当のほうと考えていくところだと思んですが、本当は例えば地域でそれぞれの自治会なりまちづくり協議会なり、その中から自然発生的にこの人をつていうのが一番いいんでしょうけど、なかなかそうはいき

ませんので、市としてもコーディネーターの育成には関与していきなさいいけないんだと思います。

今回の地域包括ケアの推進というのは、地域の今後のまちのあり方をどうするのかということになるわけですね。そうなってくると、それは地域の住民の方が一緒になって考えなければ、市民自治の考え方を進めていかなければできない問題ですので、やっぱり地域の人に積極的にかかわってってもらう必要があると思う。だからこそ、本来であれば地域の人にですね、かかわっていただける人にですね、生活支援コーディネーターになっていただけるのが一番いいんでしょうけど、なかなかそうはいかない部分がありますので、例えば玖波でありましたら玖波の公民館の職員さんですね、お願いするという考え方もできるかもしれませんが、それについてはどんなやり方でやったらいいかというのは、これから専門的な部署もつくりますので、そこの中で考えたいと思います。

ちょっと長くなって取りとめない話なんですけど、考え方はそういうことです。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 私の思いをしっかりと受けとめていただいて御答弁ありがとうございます。

しっかり考えていきたいということではございましたが、ぜひ今の部長の思いをほかの部でも共有していただきまして、この問題は地域担当課、担当の係だけの問題ではなくて、しっかり地域の問題として出てくるので、地域課題があれば、それは他の課、他の係でも共有していこうといった体制にしていきたいと思います。

具体的な方法をこれから考えていくっておっしゃってましたが、例えばこれから地域ケア会議とかいうのをそれぞれの課題ごとに開いていくようになると思いますが、例えば、その中に自治振興課のほうから課題によっては入っていただくとか、教育のほうにも入っていただいたほうがいい課題であればそこにも入っていただくとか、そういった方法もあると思いますので、ぜひ考えていただければと思います。

1問1答でホームページのことも聞かなきやいけなかったんですが、済みません、忘れてました。

ホームページについて少しお尋ねいたします。検証作業もしっかりされているということでしたので、ひとまず安心はいたしました。ただ、非常に気になるのが大竹市の新しいコンテンツをホームページの1ページ目に2つほどあるんですけども、実際に開いてみると申しわけないんですけども、ホームページのことを余りよくわからない私でもいかなものかと、ちょっと辛口にはなりますが、もう少し大竹市の魅力が伝わってくる、また、大竹市の子育てについて知りたいと思った方が開いたときに役立つ情報に早くたどりつけるような、また見てて、特に子育てに関しては楽しく、ワクワク感が出てくるような内容にしていただけるとつくったかいがあったのかなと思いながらホームページを見させていただいているんですけども、そろそろ1年なんで再度検証して今後についてといった御答弁でしたので、ぜひ使う側の立場に立ってどうなのかと、本当に大竹市が新しい情報のページを2つほどつくったのが届けたい方に届いているのかと、そういった視点で再度の検証をお願いしたいと思います。

もう1点は、それぞれの担当の方たちがすぐに更新できるようになって、非常にスピーディーに更新ができるようになったといったお話もありましたが、ただ、ばらばらにできれば一体感がなくなるというのはよくあることをごさいますて、その辺に対する何か考えがあれば、このままばらばらにやっていくのか、それとも担当が変わることを、以前からやっていたと思いますが、今後その辺の統一感を持たせるために担当のほうで何かお考えがあればお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） この4月の総務部の組織の見直しがございますが、広報、ホームページ等、情報発信の事務、これについては企画係のほうへ移します。同じ企画財政課のことではございますが、企画係は総合計画、わがまちプラン、地方創生の戦略等の策定、進行管理見直しということを経営的な調整をする役割を担う部署でございます。基本的な方針、目的に沿いまして各所掌、各部、各課がしっかり情報発信をできているかチェックをいたします。議員が例として挙げられました若者支援、定住促進、これは重点目標でございます。重点目標でございますので、まさに市役所を挙げて定住促進に向けての大竹の魅力の情報発信、これができているかということをチェックし、総合調整をするという積極的な考え方でございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） ありがとうございます。

きょうは、障害者施策での生活、地域生活支援拠点の整備についてと高齢者に対する地域包括ケアシステムの構築について、さらに、ただいま御答弁いただきましたホームページについてお尋ねをいたしました。

それぞれ優先順位が高い事業だと、重点項目だというふうに認識していただいていることが確認できました。また、平成29年度に向けてしっかりと事業を進めていただきたいと思います。特に地域生活拠点については、このタイミングを逃さずに、しっかりとチャンスをつかんでいただきたいと思いますという思いがございますので、市長にもぜひその辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 続いて、16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） 16番、山本でございます。長時間の審議の過程で皆さんお疲れとは思いますが、最後までよろしくお願ひします。

私は今回、国民健康保険事業と介護保険事業、そして12月の議会でも私なりの思いを述べさせていただきまして、市としてのできる限りの協力、平和首長会議に加盟する大竹市としての取り組みについての要望なり、お願ひを申し上げてきたところですが、重ねて今回もこの問題について私なりの意見なり、また市に対するお願ひなり、市長の見解なりを聞かせてもらいたいと思っております。

今、安倍政権のもとで医療と介護については、多くの国民の皆さんが不安を感じたり心配をされている問題として大きな政治課題となっておりますことは御承知だと思います。国のほうは、既にこれから毎年3,000億とか4,000億とか、医療介護の国の負担分を減らしていくと、ひいては国民の皆さんに、介護を必要とする皆さんに、医療を必要とする皆さんにその負担をしてもらおうと、こういうプログラムをつくって、そのことを実行に移していることは、市の担当者の皆さんも市長もよく御存じだと思うんです。そういう現状に対して、これからの医療・介護の問題に市・まちの段階で、少なくとも市民の皆さん方の暮らしを守る、安心できるまちづくりを進めるといふ、この立場に立っての取り組みをどうするか、このことが厳しく問われておると思うんです。こういった思いで本席で最初に国民健康保険の問題について質問をいたします。

既にこれまで国の指導のもとで市町村が行っている国民健康保険事業、これを広域化して市町村の固有の施策を取り上げる、議会も市民の皆さんの要望も遠のいてしまうと、まずこのことが私は一番の問題だと思うんです。それで今、具体的にどのようなところまで広域化の、広域化に向けての作業が進んでおるかということを昨年12月議会で、これ4ページにわたる、この国民健康の県単位化に向けての取り組み状況というこのペーパーをもらいましたが、このペーパーに示されている中身を私も2回も3回も読み返しました。しかし、なかなかしっくり理解ができないんです。そこでまず、このペーパーに示されている事柄について聞かせてもらいたいんですが、これまで既に広域化に向けて県のほうの主導する会議に各担当者のほうでは、市長も参加されておるようですが、担当課長初め職員の皆さんが鋭意テーブルに着いて検討されて、今回までに18回、会議が開催されていると。こういうふうはこの文書では報告されている。それで一番の問題は、広島県でいえば23の市・まちがあるわけですね。その市・まちの国保料の1人当たりの負担額、またその医療にかかる医療費、それから賦課徴収する上での収納率、あるいはまた、市・まちの段階での独自の保険事業、これ全部まちまちで大きな差があるわけですね。そのところをどうするかということが一番の私は問題だと思うんですよ。機械的に市・まちでやっている保険事業を県に持って行って1つにするんだと。それでその財政基盤を強化するとか、負担の公平を図るとか、そんなことを言ってもですよ、大竹と神石高原町は大きな違いがあるし、広島市と江田島市でも大きな違いがあると。それをどうやって整合性のあるものにするかということ自体が具体的には議会にも説明されとらん。それで文書の上ではどうということになつとるかといえ、今度は市・まちの段階で標準的な保険料率を定める。その保険料率が決まれば、それに従って市・まちが保険料を徴収して納付金として広島県に納める。標準的な県が決める率なるものは、どこに科学的な根拠があって我々が納得できるようなものになるのか、そのところが一番私は気になるんですね。結局、高いところへ足並みをそろえさせると。国の負担をできるだけ減らして医療を必要とする皆さんの負担をふやす。こういうことになるんじゃないかと思うんですよ。それで私がもらっている、これ平成25年度の広島県内23市町の医療費の1人当たりの数字を見ると、医療費についていえば、最高位1人当たり8万6,841円使われておる。大竹市はそれよりか少なくとも15番目に位置するんですが、大竹は、1万3,417円、1人当たり開きがあるんですね。これ保険

料にしてもそうですよ。一番高いとされる大崎上島町ですか、ここは47万8,957円、これは平成25年度実績ですが。これは医療費ですね。保険料について言えば、一番高いのが安芸高田市ですね。10万2,090円、1人当たり。大竹市が幾らかいえば8万9,000円、9万円ですよ。だから1万3,000円違うと。4人家族なら5万円も違う。そういうその大きな格差があるものをね、どうやって県単位にしたら、公平性を保った保険料になるんか。そのところどうも私は合点いかんのですが、昨年の12月議会でこれもらいましたから、これに書いてある。標準的な保険料率を決めると。で、聞くんですが、これは担当者のほうであれですか、標準的な保険料率なるものを説明できるんですか、今。それをまず聞かせてください。

それから今まで、市・まちの手元で保険事業をやってきたわけですからね。ですから、私は市町村段階で法律に基づいて自主的にやってきた幾つかの事業なり、給付のあり方なり、保険料の決定なり、その固有の権利として市・まちが持っていた、それがどうなるかということもあわせて考えてみにかいかなのですが、例えば被保険者の権利制限を行う資格証明書の発効、これも具体的な内容、運用面での取り扱いは市町村の判断に委ねられている、これは法律で規定しているんですね、省令で。そのほかにも保険料額の決定と納期、保険料滞納した際の差し押さえ処分対象者と処分財産をどうするかということの裁量権も法律で市町村に与えられておるんですよ。それから保険料滞納処分の執行停止、執行するか停止するかという判断も市町村の裁量権にあると、保険料や窓口負担の減免対象者と減免額、さらには資格証明書や短期被保険者証の発行対象と交付の方法、これも市町の裁量権に委ねられている。また滞納者への限度額の認定書の発行も市町村の権限にある。こういうことが法律に規定されとんのに、こういう権限を全部取り上げるんですか。どうなるんです。今の憲法のもとで自治法にうたわれている自治権なるものは、こういう医療の分野ではあれですか、無視されていいんですかね。こういうことにも私は重大な問題があると思うんですが、見解を聞かせてもらいたい。

それで具体的にさっき触れましたような、国保料の、市民の皆さんの一番の心配は、県単位に広域化されると保険料が一気に上がりやあせんかと、私らも時々納期おくれたり、短期保険証をもらわざるを得ないというような情けない経験もしとるが、そういうことについてはどうなるんだろう、ろくに病院にも行けないようなことになったんじゃ生きとるかいがない、こういう深刻な声もあるんですよ。だから皆さんが安心できるようなこういう方法で市としては県段階での協議に臨んでおると、また協議の方向としては、皆さん心配がないような、一定期間をおいて安心できるような方策を探っているというふうなことがあればあったで、ひとつ心配をされる皆さんにわかるように話を聞かせてもらいたいと思います。

次に介護保険の問題ですが、これも冒頭申し上げましたように、今の安倍政権は医療と介護に工程表までつくって必要とする皆さんへの負担の増大、国の支援の削減、これを既にやっているんですね。そういうことに対する市・まちのこれからの取り組み、事業に対する基本的なスタンス、これから問われると思います。そういった立場で質問させてもらうんで、市長初め担当者の皆さんも、ひとつ、ともに考えてもらいたいと思います。

それで大竹市の平成29年1月末現在の介護の認定者数ですが、要支援1が288名、要支援2が164名、要介護1が429名、要介護2が263名、要介護3が160名、要介護4が154名、要介護5が126名、合計で1,584名の方が介護の認定を受けておられるという数字になっております。

それで最初申し上げましたように、この介護の保険事業というのも毎年のように、これまでのサービス給付の水準が後退をすると、介護を必要とする皆さんへの負担が大きくなっていくという傾向については、どなたも否定はできないと思うんですね。それがさらに進むのか、幾らかでも市・まちの段階でそこを緩和するような取り組みをするのか、このことが問われておるということを私は繰り返し申し上げたいんですが、そういうことでの質問として、まずお聞きしたいのは、これもせんだっての私たちの委員会、協議会ですか、資料を出してもらって説明を受けました。これに沿って幾つか質問させてもらうんで、この大竹市における介護予防日常生活支援総合事業についてというタイトルのこの冊子ですね、これに基づいて幾つか質問させてもらいますが、この中で大竹市が従来どおり、国が制度改正をやったけれども、大竹市は従前どおり引き続いて給付サービスを行うというものもあると思うんですね。例えば要支援1の皆さんに対する通所、生活サービス等のことについては引き続いて従来どおりやるんだというふうにこれは理解するんですが、それでよろしいですか。平成28年度から変わるなら変わるようにおっしゃってください。変わるとすれば、どう変わるかという内容が問題なんですね。

それから平成28年度中に大竹市として実施をしようとしている事業計画がここに2つほど出ておりますね。1つは通所型サービス・短期集中予防サービス、それから住民ボランティア等が行う見守り。これが平成28年度、ことし中に事業として実施を目指すということになっているんですが、このことに関連をして、ここに、これは何ページ目になるんですかね、チェックリストとして20項目ですか、アンケートの調査をするということがありまして、そのアンケートの内容、調査結果によっては介護の認定を受けなくても別の、いわゆる別のというのは生活支援、予防介護のほうの事業に誘導して、できるだけ介護の認定を受けないと、こういう方向がとられておると思うんですが、そのところはどのような理解をしたらいいんですか。この1枚のペーパーの中に24項目やらアンケート調査の項目があって、それにマル・バツしてよ、それを担当の職員さんが見られて、あなたは介護の認定の申請をする必要がないとかいうようなこと判断するということになると、職員に専門性も何もないのによ、下手をすればむしろ介護度が重度化して、逆に困るということになりませんかという私は心配するんですね。介護の認定を受ける場合は専門の方も入って審査会を通して認定をするわけですから。そういうことをしないところで水際作戦でよ、できるだけ介護認定はしないんだというようなことにも見えるんですが、そこはどのようにして今大竹市はチェックリストを提出させて、そういう判断をされるんですか。そのことをひとつ市民の皆さんにわかるように説明をお願いしたいんです。

それでもう1つ問題なのは、介護保険料が毎年負担が大きくなって、だんだんに介護の保険料が払えない、あるいは給付を受けるにしても負担が大きくなってね、リハビリに行きたいとか、専門の先生に診てもらいたいとかいう思いがあっても負担があるから遠慮し

て、知らず知らずのうちに重篤化して、逆に医療費や介護のサービスを受ける際の負担を大きくしているという例もあります。これは大竹の実際の例もそうなのですが、全国的にもそういう傾向なんですね。それでこの問題については、ここにちょっと私も参考に目にとまったものがあるんですが、国民健康保険と同じように介護保険も滞納者がふえよるんです。それで厚生労働省は国民健康保険特別会計に一般会計から繰り入れをしている、いわゆる法定外の繰り入れですね、そういう繰り入れを介護保険の特別会計に保険料の軽減措置として繰り入れすることは否定的なんですね。ところが、会計検査院が2016年3月25日というふうに、これは国会に報告をしたという日付まで書いてあるから、会計検査院のほうで、自治体が幾つか一般会計から介護保険会計に繰り入れをしているということを調査をしたという報告を国会にされとるんですね。それによると会計検査院が調査した183自治体、一般会計から法定負担割合を超えて介護保険特別会計に繰り入れを行っていた市・まちが第4期の時期に、これが4億7,579万円あったそうですね。第5期の事業計画で実施、10億3,189万円、それから4期と5期が会計検査院の検査を受けて国会に報告されたそうですね。合わせて15億1,768万円。ところが厚生労働省のほうは、そういうことをしちやいかんよということのようですが、実際に会計検査院が国会に報告しても文書で指導を受けたとか、是正を求められたというのは全部じゃないんですね。わずか3つの自治体しかそういうことを受けてないんです。ですから国のほうも実は、介護保険の事業内容、被保険者の負担の今の増大、給付の後退ということをお口では言わないけれども認めておるといことになるんですね。ですから、私は今のこの安倍政権がプログラムまでつくって、何年度3,000億円減らす、何年度4,000億円減らすというようなことでね、介護保険の給付なりサービスを後退させて、逆に負担をふやすというふうなことに、せめて市・まちの段階で国に大いに声を上げてもらって、安心できる介護保険事業を進めてほしいというように思っております。これは46都道府県知事会でもそういう要請をしてるし、全国市長会でもそういう声を上げておるといふに私は聞いておりますけれども、そういう機会に、ぜひ私が今触れたような事柄について、御理解をいただいて入山市長も頑張ってもらいたいというふうに願っておりますのでよろしく願いをいたします。

それでは最後の質問に移らせてもらいますが、この問題も昨年12月議会で市長の思いなり、また市民の皆さん方の願いなり、あわせてお願いなり要望させてきたことなんですが、核兵器禁止交渉がいよいよ始まります。核兵器の禁止条約の交渉が、今、国際政治の大きな焦点になっていることは御存じのとおりです。核兵器の非人道性を告発して、長いこと苦勞されている被爆者の声、そして日本の原水爆禁止運動の歴史、これが世界諸国民の大きな運動に発展をさせる原動力になってきたということは、関心のある多くの皆さんが認めておられるところです。こうした運動の流れと国際世論に連帯をして平和首長会議に多くの団体や組織が加盟をされて、国際世論の上でも重要な役割を果たす影響力を持つようになりました。私は、この平和首長会議に加盟する大竹市のこれからの取り組み、市長のお考え、大いに期待をしているところですが、今、平和首長会議に世界の162カ国、地域の7,196都市、国内では1,655の市町村が加盟をしております。これだけ大きな世論を形成する運動体として平和首長会議のこれからの役割に期待がかけられております。

国連総会で核兵器禁止条約の制定に向けた交渉開始決議が採択をされて、条約交渉会議が3月27日からニューヨークの国連本部が始まります。3月の会議で法的拘束力のある文書の原則と目的、禁止の内容、実効ある法的措置などが議論をされて、6月15日から第2期の会議で結論が出され、秋の国連総会に報告され、次のステップに進むと言われております。そして今、これら一連の動き、国際世論に連帯をしてヒバクシャ国際署名が日本全国で取り組まれております。これは日本だけではなくて、首長会議に加盟する国際組織、都市等にも呼びかけられて運動が広がっております。とりわけこのヒバクシャ国際署名運動は、3月22日から27日の第1次集中行動期間とされて、全国での運動が展開をされようといったしております。

私はこの問題について改めて市のこれからの取り組み、平和首長会議の総会決議に基づく運動への協力、賛同の具体化を改めて要望し、そのことへの市長の思いを聞かせていただきたいと思っております。

登壇をしての質問は以上で終わりますが、よろしく御答弁お願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 少子化が進みまして、急速に支える人が減少しております。一方、おめでたいことではあるのですが長寿化が進んでおります。人口の均衡が崩れている今日、その中でいつも弱いお立場の方々を代弁しての御質問ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。なお、3点目の核兵器禁止条約交渉実現に向けてにつきましては、後ほど教育長からもお答えいたします。

初めに1点目の国民健康保険事業広域化についてお答えいたします。

まず広域化に向けての現状ですが、平成30年度から実施される広域化に伴いまして、広島県における市町納付金や標準保険料率の算定ルールについて、本年度末を目途に素案が作成できるよう、現在、各市町が集まって協議検討を進めている段階です。主なものとしましては、移行時の市町間の負担の公平性を優先的に確保しつつ、将来的には県内統一保険料を目指していくことや、広域化後の算定保険料と現在の基金調整前保険料との間に差額が発生した場合、平成30年度から6年間の適用期間を設けて激変緩和措置を行う仕組みなどが協議検討されているところでございます。今後は今までの協議事項に基づいて、広島県国保運営方針の策定を行っていくこととなり、これら国保運営に関する重要事項を審議していくため、県知事の諮問機関として広島県国民健康保険運営協議会が設置され、2月1日に第1回目の協議会が開催されました。

また、広域化する前の各差についてですが、国民皆保険制度という世界に誇れる医療保障制度をこれからも長く続けていくためには、少子化、高齢化や地方の過疎化によって地域間で保険料水準や医療費水準に格差が生じないようにすることが重要となってきます。その手法の1つが都道府県広域化による安定的な国保運営の確保であると考えており、将来的な県内の保険料統一の実現が可能になると考えています。

次に2点目の介護保険事業についてお答えいたします。

介護保険は法令等に基づき、保険者である市町村が運営する仕組みですので、市町村が制度内容に沿わない取り組みを行うことはできませんが、サービスの種類や量の整備目標については3年ごとに策定する介護保険事業計画の中で定めることができます。これまでの介護保険制度は、制度開始後6年を経過した平成18年度に介護予防重視型への転換として、全ての市町村に地域包括支援センターを設置するなど最初の大規模な改正が行われました。その際、住みなれた地域での生活を支えるため、市町村が主体となり高齢者の身近な地域でサービスを提供する地域密着型サービスが創設されました。本市においてもその後、認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護、24時間サービスといわれる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や後飯谷地区に整備した特別養護老人ホームなど、地域密着型サービスの整備を中心に事業所の整備を進めてまいりました。現在、第7期介護保険事業計画の策定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しています。

今後も被保険者の意見や要望を踏まえつつ、保険料水準とのバランスを考慮しながら地域密着型サービスや施設などを計画的に整備していくことで高齢者が抱える不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

また平成27年度からの制度改正では、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、介護予防・日常生活支援総合事業が本格的に導入され、本市でも平成29年4月から事業を開始します。この介護予防・日常生活支援総合事業では、市町村が地域の特性や課題を発見し、その分析に基づいてそれぞれの地域の実情に応じた多様な主体によるサービスを整備していくことが求められています。本市では制度開始された後も、地域で活動する団体や事業者等への積極的な働きかけを行い、引き続きサービスを充実していきたいと考えております。また、こうした取り組みをより一層推進するため、平成29年4月からの事務組織の変更により、地域包括ケアシステムの構築を目的の1つとした係を新設します。今後も新しい組織体制のもと、住みなれた地域で高齢者を支えるための仕組みづくりを推し進めてまいりたいと考えております。

最後に3点目の核兵器禁止条約交渉実現に向けての御質問にお答えいたします。

広島県民として、我々も戦後70年以上を経た現在においても被爆された方々が苦しんでいるという事実を忘れることなく核兵器廃絶を訴え続ける必要がございます。12月定例議会におきまして、山本議員より提案のありました広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名も思いを示す1つの手段であると考えております。署名につきましては、平和首長会議からの支援要請がありましたが、日本非核宣言自治体協議会からも賛同を求める依頼がございました。本市におきましては、私も含め職員による署名活動を行うとともに、議員の御提案を受けまして、本年1月下旬から今月末まで総合市民会館に署名用紙と投函箱を設置しているところです。なお、広報おたけ2月号とホームページに記事を掲載し署名を呼びかけているところですが、今月末まで実施しておりますので議員の皆様方にもお声がけをいただけたらと思います。

唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない世界の実現に向けて主導的な役割を果たすよう要請するとともに、これまで続けてきた核実験に対する抗議文の送付やそのことを広報やホームページに広く皆様にお知らせすること、また部局を超えた取り組みである平

和へのおもい事業、平和を学び考える行事などを紹介する広報誌での特集ページの作成などは、来年度以後も引き続き取り組む予定にしております。

以上で山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

教育長の質問はありませんでした。

山本議員。

○16番（山本孝三） 今、大竹市は65歳以上の高齢者人口が33%になったんですね。これは2、3日前に資料をもらったこの数字を見ると。だから急速に高齢化が進んでいるということ。数字の上でもはっきり示しているんですが、ここに加入なさっておられる方は多くの場合年金生活者であったり、農業者や漁業者、それから商業者、これらはいずれも市の統計を見る限りでは高齢化が進んで、なかなか後継者がおらんということで悩みを持ちながらも頑張っておられるという年齢層の方、それから若い方でも職場では非正規として苦勞なさっておられるような方が国保に加入をされておると。だから言いかえれば、比較的経済的な基盤が弱いといえれば弱い方たちのやっぱり加入者が多いということになるかと思うんですね。そういったことで保険料の負担というのは、なかなかしんどい。それが広域化によって高いほうに足並みをそろえられるということでは、なかなか私は理解もされないし、心配は絶えんのじゃ思うんですが、そのところで標準的な保険料率というのは、市の担当者ではじけるんですか。どうなるんですか。この標準的な保険料率というのは。それができるんなら、今、大竹にその標準的な保険料率を当てはめて、広域化したら保険料がどうなるこうなるというようなことは説明できるんじゃないかと思うんですが、誰がこれはじくんです。またどういう根拠で標準的な保険料率なるものが決まるんですか。そこをひとつ説明してください。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） 大変多岐にわたる質問がありましたんですけれども、まず標準保険料の算定についてちょっとお話をします。文書とかがないので説明がわかりにくいかもしれませんが。

今回の国民健康保険県単位化に向けての取り組み状況につきましてはですね、保険料率の設定に当たって県内全域で考えたときの費用傾斜の負担の公平を優先的に確保し、県は主たる保険者として市町村間の負担の公平にも配慮するということが検討事項論点としてまず挙がっております。

それで保険料の算定についてでございますけども、税制運営を担うこととなります県が県内全体の国保運営に必要な財源につきまして、国・県等から交付金や負担金等、公費財源を差し引き、残りを各市・まちから納付される市・まち納付金で賄うこととなっております。この市・まち納付金のうち保険料として付加していく部分につきまして、標準保険料率に従いまして、各市・まちの所得状況や収納率を加えて計算していくというような前提となっております。このため、保険料を算定する考え方は県内で統一されますけども、県に納付する金額を確保するための保険料の計算につきましては、各市・まちで違ってきます。当面の間は市・まちの保険料率自体は県内統一とはなりません。今後、市・まちの

収納率の向上等を図り、格差を縮めれば完全統一ということになってまいりますけども、市・まちごとの収納率とか所得状況が違いますので、一律というわけにまだいかないという状況でございます。県内全域で必要なものについて、市町村にいわゆる案分みたいな形で設定されるということになっております。このものにつきましては、現在各市・町で保険料を個別に算定しておりますけども、それには基金の繰り入れとか一般会計とかの繰り入れとかを入れて保険料を一部抑えているという部分もございますので、県内、広域化になりますと、そういうのを個別にやるというわけにいきませんので、まず必要な財源について県全体の費用がどれだけかかるかというものをもとにして、それから割り振っていくと。それはそういう状況がありますので、保険料が上がってくるということになりますので、それにつきましては国のほうから財政措置があるということで、それにつきまして、それを繰り入れて保険料を計算するような形になろうかと思っておりますので、まだその方向性を今決めているという段階でありますので、まだ細かい計算を公表できるような段階になっておりませんので、その辺ができてきましたらまた御報告したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで、国保に関連する質問なんですが、今、大竹市は保険料の軽減措置としてね、7割軽減、5割軽減、2割軽減というのをやってきたよね。これはどうなりますか。今までやってきた7割、5割、2割という軽減措置についてはどうなります。向こうあれですか、激変緩和調整期間を6年間置くというんですが、6年間維持するんですか。6年の間に早ければ1年目ぐらいからでも、これやめるんですか。どうなるの。

それから、大竹もね、私も国民健康保険審議会の会長をやったこともあるんですよ。御存じないと思うんですが、何年か。そのころには、国民保険の滞納があるけ、差し押さえをするじゃないようなことはなかったんでね。せんだって資料をもらったら平成25年の差し押さえ件数が20件、平成26年が24件、平成27年が28件、こういって払いたくても払えないような人も中にはあると思うんですがね、それほど国保料が高くなってきたということだと思うんですよ。だからこれが広域化されて、また高くなってやれんのいうことにならんようにしてほしいというのが思いですから、今の標準の保険料率じゃないようなものが、今、課長一生懸命説明されたんだが、なかなかこれを読んでもわからんので、ここに書かれとることをね、ずらっと言われてもそう簡単に理解できんので、もう少し誰にでもわかるような説明ができるように努めてもらいたいんですが。また聞かせてもらう機会もあろうかと思うので。

それで問題は収納率ですね。これは決まったんですか。各市・まちが92%を目指すとか、3%はどうしても共通目標としてやるというふうなことは決まったんですか。どうなりました。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） 先ほどの軽減の件ですけども、今、市町村でやっている事業に関しましてですね、特別廃止されるというようなものは特にないというふうに認識して

おります。ですから、7割、5割、2割軽減についても継続して実施されるものと認識しております。

それから収納率の関係でございますけども、これは団体規模別も含めてですね、現在の市町村によって収納率がかなり差がありますので、それを加味して保険料を設定していくというような今予定になっておりますので、これはまた年度によって収納率変わってきますので、最終的にどの率になるかはちょっとわかりませんが、現行の直近の率を使うような形になって、納付金のほうの算定に使われるような形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） まだはっきりここはこうなりました、ああなりましたということが项目的に決まっていなような話なんで、また決まれば決まったでその都度議会にも報告してもらって、言うべきことは言う、主張すべきは主張するという姿勢で臨んでもらいたいということを申し上げておきたいんですが。

それで収納率もね、今、国会でもこの広域化の問題について議論をされておるんですよ。国会で。そこでの、この間の予算特別委員会の参議院の、やりとり聞いておると、収納率のね、決めておるのは厚生省の省令で決めている。これは厚生労働大臣の説明では、広域化に向けての収納率を機械的に求めることはしない、見直しまで検討しますという答弁したんですね。そういうことは県段階じゃ全然話にならないです。それは大問題ですよ、収納率を92%じゃ、93%じゃ、頭はそろえじゃ言われてもよ、これ随分な差があるんですからね、収納率それ自体にも。大竹は比較的差し押さえもやるぐらいだから、収納率も高いんかもわからんが。大竹よりか90%を割っている所だっているんですからね、県内の市・まちで。それを統一するじゃ言うてもこれはまた無理があると。国のほうでは、そんなことを委員会議論の中でね、厚生労働省の省令を見直し、検討するというふうなことを答弁されている。

まだこれは流動的などころもあると思うんで、ここの問題についてはこれで終わって、次の介護のことに質問をさせてもらいたいと思うんですが、これは、介護はことしあれですか。また保険料上がるんですか。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） 保険料につきましては、事業計画で3年ごとに見直しということになっておりますので、平成27年、28年、29年は同額でございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで登壇して私が幾つか法改正のもとで、これまでの給付なりサービスなりの後退を含めた変動が随分あったと思うんですが、その辺のことについては、この生活環境委員会・協議会で説明されたこの冊子ですね、これで登壇して私質問したんですが、従来どおり維持されるというのは、要支援1と2のあれですか、通所と生活援助、これは従来どおり支援1も2も続けてやるということになるんですか。どうなります。平成28年度から変わるんですか。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） この資料はお持ちであるかどうかちょっとわからないんですけども、予防給付につきましては、要支援1の訪問介護、通所介護が今度新しい介護予防日常生活支援事業に移るということで、それ以外のものについては従来どおり保険給付の対象になります。

新しい事業に移行するというので、総合事業のほうに移るということですね。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） それは従来から言っているのは、要支援1と2が介護保険給付から外れると、除外されると、それからもう何年か前に福祉用具の対応についても原則自己負担だというようなことがあったと。それを全国の市・まちの多くの所で、そんなことをしたんじゃないかというふうなことで、従来どおりサービス対応等のことについては現状維持で行くんだというふうなことを私も紹介を含めて、6月議会だったですかね、去年。入山市長と意見交換の中で、市としても要支援1については従来通りのサービス給付は継続してやるんだというお話だったと思うんですよね。それがどうなるかいうことを聞いとるんです。

○議長（児玉朋也） 本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） 今のサービスのお話でございますけども、訪問介護、通所介護につきましては現行相当サービスということで、総合事業の中にも残ってまいります。ですから、同等のサービスを受けることも可能ですけども、例えば訪問介護の中で家事援助に限るといふようなものが出てくると、生活援助ということで訪問介護の9割相当ということで少し安くサービスが受けられるということで、先ほどチェックリストの話がございましたけども、チェックリストによってどういうサービスが必要かなというのをマネジメントしていただいて、それからどういうサービスが適切かというのを選択していただくような形になりますので、サービスがなくなるということではございませんので御了解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） ようわからんところもあるんですが、予算特別委員会もあるから予算特別委員会に譲るとして、次の問題に移るんですが、介護で厚生労働省のマニュアル的な指導、これは全国の市・まちにおろしたと思うんですが、それによると、例えばできるだけ介護認定をしないようにしなさいという水際作戦をとる。現に介護認定を受けている人は、例えば要介護3の者は要介護2に軽度へ傾斜させなさいというふうなことをやっている。大竹市も現に私が聞いた範囲では、要支援1と2があつて、今までは夫婦で生活していられたが、奥さんが体が悪くなって入院されたら、それでその途端、要支援2に認定されると思うのが1に変わったと。それが一遍の通知だけで、何で1に変わるんか理由もなければ説明もない、こういうことで随分立腹されておりましたが、大竹の場合、今の軽度

に傾斜させたいような件数があるんですか。それをやる場合に審査会がやるんですか。どこがやるん、そんなこと。そこのところ聞かせてください。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） 介護認定につきましては、毎回審査会でそのときの状態に応じて審査がされますので、前回はどうかということとは考慮しては逆にいけないということになっております。ですから、前回のものも確かにわかるのはわかるんですけども、審査会のほうでは、それを考慮してはならないということなので、そのときの調査の状況、それから主治医の意見書の内容によって審査がされます。ですから、そのときの状態で要支援1と2の間際にあつた方につきましては、そのときの状態によって1に行くか2に行くかという場合もあろうかと思うんですけども、前回のサービスから落とすようなものをするという状況ではございません。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） そんなことをよくあつた、審査会の。

○議長（児玉朋也） 山本議員、介護保険についての質問回数は終わりました。

次をお願いします。

○16番（山本孝三） 4回目じゃないかね。

○議長（児玉朋也） 5回目、5回終わりました。

○16番（山本孝三） 終わった。

○議長（児玉朋也） はい。

○16番（山本孝三） ちょうど5時じゃね。それじゃ最後の核兵器の問題については、市長の思いも重々理解をさせてもらったし、それから12月議会で副市長のほうから最大限の協力はするという、弱々しかつたけれども発言もありましたんで、質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） この際、お諮りいたします。一般質問及び総括質疑の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって一般質問及び総括質疑は、次の本会議に議事を継続することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

お諮りいたします。本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他整理は議長に委任することに決定いたしました。

3月9日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会をいたします。

17時02分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月8日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 本 孝 三

大竹市議会議員 末 広 和 基